

第512回 三戸町議会定例会会議録

令和5年9月 1日 開会

令和5年9月 8日 閉会

三戸町議会

目 次

会 期 日 程 表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日 令和5年9月1日（金）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○応招議員	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	3
○職務のために出席した事務局職員等	4
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	6
日程第3 諸般の報告	6
<町長の報告>	
報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率について	6
報告第6号 令和4年度三戸町一般会計継続費清算報告書について	6
<議長の報告>	6
日程第4 町長提案理由の説明	7
第3日 令和5年9月5日（火）	
○議事日程	12
○本日の会議に付した事件	12
○出席議員	12
○欠席議員	12
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	12
○職務のために出席した事務局職員	13
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
柳 隼 圭太議員	14
1. 三戸町における空き家対策について	
久 慈 聡議員	20
1. 三戸町のまちづくりと経済活動に関して	
小笠原君男議員	36
1. 公園、町有地等の管理体制と有効利用計画について	
栗谷川柳子議員	49
1. 熱中症予防対策の現況と今後について	
2. 知事とのホットラインの活用について	
3. 県の教育改革について	

第6日 令和5年9月6日(水)

○議事日程、追加議事日程	61
○本日の会議に付した事件	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	62
○職務のために出席した事務局職員	62

午前10時00分 開議

日程第1	議案第38号	三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について	63
日程第2	議案第39号	三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について	63
日程第3	議案第40号	令和5年度三戸町一般会計補正予算(第3号)	64
日程第4	議案第41号	令和4年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について	69
日程第5	議案第42号	令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決 算認定について	69
日程第6	議案第43号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	70
日程第7	議案第44号	令和4年度三戸町下水道事業特別会計会計歳入歳出決算認定 について	70
日程第8	議案第45号	令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計会計歳入歳出決算 認定について	70
日程第9	議案第46号	令和4年度三戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	70
日程第10	議案第47号	令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決 算認定について	70
日程第11	議案第48号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院特別会 計歳入歳出決算認定について	70
日程第12	決算特別委員会設置(令和4年度決算認定8件付託)		70

第8日 令和5年9月8日(金)

日程第1	議案第41号から議案第48号まで決算特別委員長報告・採決	74
日程第2	常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告について	74
日程第3	常任委員会の閉会中における所管事務調査について	75
日程第4	議員派遣の件	76
日程第5	諸般の報告 ・議長の報告	76
閉会		76
署名		77

会 期 日 程 表

会 期 令和5年9月1日～令和5年9月8日（8日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	9月1日(金)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	9月2日(土)	休 会		休日のため
第3日	9月3日(日)	休 会		休日のため
第4日	9月4日(月)	休 会		議案熟考のため
第5日	9月5日(火)	本 会 議	午前10時	一般質問
第6日	9月6日(水)	本 会 議	午前10時	議案審議・採決 決算特別委員会設置・付託
第7日	9月7日(木)	決算特別委員会	午前10時	決算審査
第4日	9月8日(金)	本 会 議	午前10時	決算審査 決算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 議員派遣の件 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第5号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について		町長報告 R5.9.1
報告第6号	令和4年度三戸町一般会計継続費清算報告書について		町長報告 R5.9.1
議案第38号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	R5.9.6	原案可決
議案第39号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	R5.9.6	原案可決
議案第40号	令和5年度三戸町一般会計補正予算(第3号)	R5.9.6	原案可決
議案第41号	令和4年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について	R5.9.8	原案認定
議案第42号	令和4年度三戸町立学校給食共同調理場会計歳入歳出決算認定について	R5.9.8	原案認定
議案第43号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.8	原案認定
議案第44号	令和4年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.8	原案認定
議案第45号	令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.8	原案認定
議案第46号	令和4年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.8	原案認定
議案第47号	令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.8	原案認定
議案第48号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.8	原案認定

第1日目 令和5年9月1日(金)

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 1. 町長の報告 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 報告第6号 令和4年度三戸町一般会計継続費精算報告書について
 - 2. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員(14人)

○出席議員(13人)

- 1番 柳 雫 圭 太 君
 - 2番 小笠原 君 男 君
 - 4番 越 後 貞 男 君
 - 5番 乗 上 健 夫 君
 - 6番 山 田 将 之 君
 - 7番 栗谷川 柳 子 君
 - 8番 藤 原 文 雄 君
 - 9番 番 屋 博 光 君
 - 10番 千 葉 有 子 君
 - 11番 久 慈 聡 君
 - 12番 澤 田 道 憲 君
 - 13番 佐々木 和 志 君
 - 14番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員(1人)

- 3番 和 田 誠 君
-

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|--------|
| 説明員 | 三戸町長 | 松尾和彦君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 馬場浩治君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 貝守世光君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 武士沢忠正君 |
| | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼澤修二君 |
| | 健康推進課長 | 太田明雄君 |

会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
税 務 課 長	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君
総務課防災危機管理室長	金 子 祐 之 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第512回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第512回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、8月24日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

9月1日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を9月1日から9月8日までの8日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

9月2日並びに3日は休日のため休会。

9月4日は議案熟考のため休会。

9月5日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

9月6日、午前10時開議。議案第38号から議案第40号までの審議、採決を行い、次に議案第41号から議案第48号までの決算認定8件を審査するため、決算特別委員会を設置、これに一括付託し、散会。

9月7日、午前10時、決算特別委員会を開会、開議。令和4年度一般会計決算歳入と歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

9月8日、午前10時、決算特別委員会を開議。一般会計決算歳出10款から歳出13款までを審査し、次に令和4年度特別会計決算認定7件を審査、最後に決算認定8件についてそれぞれ採決し、委員会を閉会。

同日、午後4時、本会議を開議。議案第41号から議案第48号までの決算認定8件の審査の結果について決算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行います。次に、各常任委員長から所管事務調査の報告、請願、陳情の審査結果の報告、閉会中における所管事務調査の申出、議員派遣の決定並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定しました。

以上で報告を終わります。

令和5年9月1日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において12番、澤田道憲君、13番、佐々木和志君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月8日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月8日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告第5号及び報告第6号について報告があります。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

私からの報告でございますが、初めに、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前年度と同様に赤字は生じておりません。

実質公債比率は、10.0%となり、前年度と比較して0.8ポイントの減となっております。

将来負担比率は、6.9%となり、前年度と比較して17.7ポイントの減となっております。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額は生じておりません。

以上が、健全化判断比率及び資金不足比率の概要であります。

次に、報告第6号 令和4年度三戸町一般会計継続費精算報告書について申し上げます。

本件は、令和3年度から令和4年度にかけて実施した防災行政無線等改修事業が完了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

2. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和5年6月から8月に実施した例月出納検査結果及び財政援助団体監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承

ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、今定例会において受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第38号から議案第48号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第512回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、今年の夏は連日気温の高い日が続いており、三戸町においては、7月下旬から8月上旬にかけて、21日連続の真夏日が観測されております。

また、8月5日には気温が37度を超えるなど、県内多くの地点で猛暑日が観測される、まさに厳しい夏となっております。

この盛夏の中、7月30日には、商工会青年部の主催による「さんのへ川まつり」が開催されました。

当日は35度を超える暑さの中ではありましたが、熊原川に設置された特設会場におきまして、大勢の子供たちや親子連れの家族らが集まり、カヤックでの川遊びや川魚のつかみ取りなど、夏の涼を求める人々で大いににぎわいを見せたところであります。

町の自然を生かし、自然に親しむことができるこのイベントは、三戸町の自然の豊かさを町内外に発信することができるお祭りとして、広く認知されるようになってきております。

関係者の皆様のごこれまでのご努力に対しまして、改めましてねぎらいの言葉を送りますとともに、今後さらに発展されますよう、町としても応援をしております。

また、三戸町の夏の風物詩である「さんのへ夏まつり」が、8月5日、6日の両日、実施されました。

町中心部に掲げられた、さんのへ夏祭りの伝統である竹ちょうちんの幻想的な雰囲気の中、歩行者天国には町内外から多くの人々が訪れ、出店を楽しむ家族連れの姿やおまつり広場でのイベントの盛り上がりなど、大いににぎわいを見せたところであります。

このように、イベントやお祭りが通常どおり開催されるようになり、人々の動きと町の喝采が戻ってきていることを改めて実感しております。

これからも、町に活力があふれ、また全ての町民が生き生きと暮らせる、にぎわいのあるまちづくりのため、各種施策、各種事業に取り組んでまいりますので、引き続き

き、町民の皆様のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、次より、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第38号から39号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて申し上げます。

本案は、令和5年9月30日をもって任期満了となる、人権擁護委員について、引き続き根立朋子氏、千葉萬壽雄氏を推薦いたしたく、提案するものであります。

根立氏、千葉氏とも、人格、識見に優れ、根立氏は3期9年、千葉氏は1期3年を経験しており、人権擁護委員として適任者であると存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第40号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額66億4,087万9,000円に、歳入歳出それぞれ2,493万8,000円を追加し、予算総額を66億6,581万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、県支出金1,258万4,000円、繰越金8,426万7,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、公共施設LED化事業費等総務費426万7,000円、過年度負担金返還金等民生費1,125万9,000円、道路維持重機借上料土木費600万円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第41号 令和4年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和4年度の一般会計決算は、歳入総額73億8,850万9,000円、歳出総額70億5,947万5,000円で決算がなされ、歳入歳出差引額は、3億2,903万4,000円となっております。

この歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源である、繰越明許費繰越額1,876万7,000円を差し引いた、3億1,026万8,000円が実質収支額となります。

なお、地方自治法の規定により、1億5,600万円を財政調整基金に積立てし、1億5,426万8,000円を翌年度へ繰越しております。

決算額を前年度と比較いたしますと、歳入においては、0.6%、金額で4,482万7,000円の減であり、歳出においては、1.0%、金額で7,225万8,000円の減となっております。

歳入のうち、地方交付税は、全体の45.9%に当たる33億9,028万3,000円で、1.0%の減となっております。

また、町税は、全体の12.0%に当たる8億8,813万8,000円で、0.8%の増となっております。

次に、歳出であります。義務的経費である人件費、扶助費、公債費の総額は、全体の37.9%に当たる26億7,550万7,000円であり、前年度と比較いたしますと、3.2%の減となっております。

投資的経費である普通建設事業費、災害復旧事業費の総額は、全体の9.3%に当たる6億5,305万9,000円であり、前年度と比較いたしますと、3.3%の増となっております。

その他、物件費、各種団体への補助金、繰出金などの総額は、全体の52.8%に当たる37億3,090万9,000円であり、前年度と比較いたしますと、0.1%の減となっております。

以上が一般会計決算の概要であります。

次に、議案第42号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、学校給食法に基づき、町内小中学校の児童生徒532名、関係職員81名に対し、延べ11万639食の完全給食を実施したものであり、1食当たりの給食費は、小学生が280円、中学生及び関係職員が300円となっております。

令和4年度の決算は、歳入総額3,217万5,000円、歳出総額3,194万2,000円、歳入歳出差引額は23万2,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。給食材料費に充てるための保護者及び関係職員負担金3,193万2,000円であり、歳出の主なる内容は、給食材料費3,194万2,000円となっております。

次に、議案第43号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢及び沼ノ久保地区の384戸への簡易水道給水事業を行うものであります。

令和4年度の決算は、歳入総額6,319万9,000円、歳出総額6,099万8,000円、歳入歳出差引額は220万1,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。水道使用料1,320万2,000円、一般会計繰入金2,123万8,000円、簡易水道費債2,550万円となっております。

歳出の主なる内容であります。簡易水道管理費1,295万3,000円、簡易水道建設費1,386万3,000円となっております。

次に、議案第44号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、下水道整備により、町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を行うものであります。

令和4年度の決算は、歳入総額2億2,892万9,000円、歳出総額2億2,653万5,000円、歳入歳出差引額は2,139万4,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。使用料及び手数料2,434万3,000円、一般会計繰入金1億2,068万1,000円、公共下水道費債5,870万円となっております。

歳出の主なる内容であります。施設管理費6,021万円、公債費1億5,013万2,000円となっております。

なお、令和4年度末の加入世帯数は549世帯、加入率は45.9%となっております。

次に、議案第45号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、後期高齢者医療制度において、当町が行う事務を適正かつ円滑に実施するとともに、75歳以上の高齢者及び一定の障害があると認定された65歳以上の皆様が、安心して医療サービスを受けることができるよう、設置したものであります。

令和4年度の決算は、歳入総額1億4,544万5,000円、歳出総額1億4,533万1,000円で、歳入歳出差引額は11万3,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。保険料が9,396万7,000円で、歳入全体の64.6%、保険基盤安定繰入金及び広域連合共通経費等繰入金が4,990万9,000円で、34.3%を占めております。

歳出の主なる内容であります。後期高齢者医療保険料負担金、保険基盤安定負担金及び広域連合共通経費負担金の合計が1億4,475万6,000円で、歳出全体の99.6%を占めております。

本制度は、青森県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行っているところであり、町といたしましては、引き続き窓口業務や保険料徴収などに関して、適正かつ円滑に実施してまいります。

次に、議案第46号 令和4年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、当町が行う介護保険事業について、介護保険法第3条の規定に基づき設置したものであります。

第8期介護保険事業計画の中間年度である令和4年度の決算は、歳入総額18億1,281万3,000円、歳出総額16億5,259万7,000円で、歳入歳出差引額は1億6,021万6,000円となっております。

このうち、介護保険給付費準備基金条例の規定により、3,153万1,000円を同給付費準備基金へ積立てし、1億2,868万5,000円を翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なる内容であります。国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の総額が11億6,948万4,000円で、歳入全体の64.5%、一般会計からの繰入金が2億7,226万4,000円で、15.0%を占めております。

このほか、第1号被保険者保険料は3億1,022万8,000円であり、歳入全体の17.1%を占めており、その徴収率は98.1%となっております。今後においても、制度の公平性の確保の観点から、保険料の徴収に努めてまいります。

歳出の主なる内容であります。各種介護サービスに係る保険給付費が15億2,713万4,000円で、歳出全体の92.4%を占めており、前年度と比較しますと6,354万2,000円の減となっております。

介護保険事業の運営に当たりましては、第8期介護保険事業計画に基づき、引き続き、適正かつ持続可能な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第47号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付及び生活習慣病予防に向けた健康づくりを行う事業であります。

令和4年度の決算は、歳入総額12億8,956万9,000円、歳出総額12億7,066万5,000円で、歳入歳出差引額は1,890万4,000円となっております。

このうち、国保財政調整基金条例の規定により、634万9,000円を同財政調整基金へ積立てし、1,255万5,000円を翌年度へ繰越しております。

歳入の主なる内容であります。国保税が2億4,851万3,000円で、歳入全体の19.3%、県支出金が8億8,565万7,000円で、68.7%を占めております。

歳出の主なる内容であります。保険給付費が8億5,041万5,000円で、歳出全体の66.9%、国民健康保険事業費納付金が3億2,517万円で、25.6%を占めております。

国保税の現年度及び過年度分を合わせた徴収率は、88.4%となっており、前年度と同率でありました。

国保税の納税につきましては、国保事業推進のためにも、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第48号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する、三戸中央病院の運営及び管理に関する会計であります。

本会計の経理に当たっては、地方公営企業法の規定により、収益的収支と資本的収支に区分し、処理しております。

収益的収支における収入総額は、20億7,928万2,000円、支出総額は17億3,136万円で、差引き3億4,792万2,000円の純利益となっております。

収入の主なるものは医業収益であり、合計は12億818万5,000円で、収入全体の58.1%となっております。

医業収益のうち入院・外来収益は、全国で新型コロナウイルスの感染が拡大した影響などにより、前年度と比較し、8,117万3,000円の減となっております。

また、支出の主なるものは医業費用であり、合計は16億3,867万1,000円で、支出全体の94.7%となっております。

医業費用は、電気料金の高騰等により、経費が大幅増となった一方、給与費の減により、前年度と比較し、1,063万8,000円の減となっております。

次に、資本的収支であります。収入総額は、2億3,809万9,000円、支出総額は3億1,831万5,000円で、差引き8,021万6,000円の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填しております。

収入の主なるものは、他会計負担金1億8,854万5,000円、補助金4,711万9,000円となっております。

また、支出の主なるものは、建設改良費8,372万9,000円、企業債償還金2億3,398万6,000円となっております。

病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、地域医療の維持・強化のため、医療従事者の確保に努めるとともに、効率的な病院経営により、地域の皆様に信頼され、選ばれる病院となるよう、引き続き努力してまいります。

以上、案件についてご説明申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時34分 散会

第5日目 令和5年9月5日（火）

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|----------|---|
| 柳 雫 圭太議員 | 1. 三戸町における空き家対策について |
| 久 慈 聡議員 | 1. 三戸町のまちづくりと経済活動に関して |
| 小笠原君男議員 | 1. 公園、町有地等の管理体制と有効利用計画について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 熱中症予防対策の現況と今後について
2. 知事とのホットラインの活用について
3. 県の教育改革について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 説明員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 貝 守 世 光 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 武 士 沢 忠 正 君 |
| | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼 澤 修 二 君 |
| | 健康推進課長 | 太 田 明 雄 君 |
| | 会計管理者（会計課長） | 井 畑 淳 一 君 |
| | 農 林 課 長 | 極 檀 浩 君 |
| | 建 設 課 長 | 齋 藤 優 君 |
| | まちづくり推進課長 | 中 村 正 君 |

税 務 課 長	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君
総務課防災危機管理室長	金 子 祐 之 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<1番 柳 隼 圭太議員>

1. 三戸町における空き家対策について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

1番、柳 隼 圭太君。

○1番（柳 隼 圭太君）

通告に従いまして、私の一般質問を行います。町長はじめ、担当課の皆様におかれましては、簡潔かつ明瞭な答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。今回の私の一般質問に関しましては、1項目となります。1、三戸町における空き家対策についてを質問いたします。

現在、国内の空き家増加状況は大変深刻な状態であり、それは当町においても同じ状況であると思います。人口減少等による空き家の増加、管理人不在による倒壊、損壊の可能性が見受けられる場所などもございます。そのような建物は、今後大きな災害が発生した際、倒壊により木材や金属等の瓦礫が飛散する可能性もあり、大変危険でございます。あくまでも、個人の建物は私有財産制度の法律により、所有者の責務によって適切に管理しなければならないと認識をしておりますが、このような状態のまま長く放置できるものでもありません。

そこで、今後さらに空き家が増え放置され、管理することが難しくなった危険家屋に対しましては、まず所有者やその相続人へ適切に対処することを要請していくというのが必要な対応ではないかと私は考えることから、空き家や危険家屋の所有者等、またその現状の把握について、町としてどのような対応を行っているのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、柳 隼 議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、三戸町における空き家対策についてであります。現在、国において人口減少、少子高齢化が進む中、相続件数の増加及び土地建物の利用ニーズの低下に伴い、不動産の所有意識の希薄化が進み、所有者が直ちに判明しないケースや所有者に連絡がつかないなどのケースの増加が見込まれ、災害時への緊急の対応やインフラ整備、環境への影響などに支障が生じることが想定されるとし、利用の円滑化と管理の適正化は喫緊の課題であるとしております。また、政府では、骨太の方針2022において、空き家等の利活用や基本方針等に基づく所有者不明土地等対策を進めると明記し、所有者不明不動産の解消に向けて取り組むこととしているところであります。

それでは、今回ご質問いただきました三戸町における空き家対策について答弁申し

上げます。初めに、令和5年1月1日現在において、町の固定資産課税台帳に登録されている専用住宅や店舗、倉庫、物置などの家屋は9,206棟となっており、また家屋所有者の把握に当たっては、法務局との定期的照合を行い、対応しているところであります。

国においては、所有者不明の不動産の発生予防対策として、令和6年4月1日から相続登記の義務化が開始されることとなっておりますが、町においては以前より、空き家を管理される方が不明とならないよう相続人調査を行い、代表となる方から現所有者申告書の提出をいただいた上で、納税管理人及び空き家の管理をする方として登録させていただくなど、取り組んでいるところであります。

町内の空き家において、トタンや木材などの剥がれや飛散などがあつた場合や、そのおそれがある場合、また周辺環境への影響が想定される場合などにおいては、職員の見回りや住民からの情報提供を受け、空き家の管理をする方として登録されている方へ状況のご説明をするなどした上で、撤去、修繕などの対応をしていただき、建物周辺の安全を確保しているところであります。

○1番（柳 圭太君）

ご答弁をいただきありがとうございます。

それではまず、空き家についてですけれども、空き家というものについては、ちょっと捉え方が各担当課であったり、自治体によっても様々ございます。国土交通省の定義づけなのですけれども、1年間以上誰も住んでいない、もしくは使用されていない建物というのが空き家の定義づけというふうになっております。これはまた、地方税法であったり、様々な法律によっては概念がちょっと変わってくるものでございます。そうしたものも様々含めながら、再質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、確認の意味で、再質問1項目めでございますが、当町における、先ほど固定資産課税台帳というものにおける住宅総数の件数をお話しされたかと思うのですが、こちらが9,206棟というふうな数字が出ておりましたが、この住宅総数に占める空き家の総数というものをお答えいただけないでしょうか。

○税務課長（下村 太平君）

柳 圭太議員の質問にお答えいたします。

税務課では、固定資産税の課税をするため、三戸町の家屋全般について、所有者、管理者はじめ、課税に必要な税情報を固定資産課税台帳に管理しております。先ほどの町長答弁にもありましたが、三戸町の家屋総数は9,206棟であります。うち居住に要する住宅用と言われる建物ですが、こちらは4,556棟となっております。今議員の質問にありましたが、住宅に占める空き家の総数についてということですが、固定資産課税台帳については、登録する項目につきまして、地方税法により記載項目が定められております。その記載項目には、所有者等の住所、氏名、家屋の所在、価格などがございますが、空き家に関しては登録項目とはなっておりません。このことから、課税台帳上では空き家の情報とのひもづけとか空き家の区分というのが、区分けがありません。ということで、台帳上から空き家の総数というのを把握することは、残念ながらできません。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。まず、私も先ほどお伝えをしたとおり、やっぱり担当項目であったり、法の関係により、空き家に対する定義というものはかなり幅広くなっており、4,556棟ですか、かなり多い数字かなとは思っておりますし、登録項目がないということは、自治体ごとで空き家の総数を把握することが非常に困難なのかなというふうにただいまの答弁では認識をいたしました。

では、その現状を踏まえた上で、当町では空き家対策についてこの数字というものはどのように反映されているのか、お答えをお願いいたします。

○税務課長（下村 太平君）

今議員のほうから、空き家等の管理等の対策についてだと思われませんが、税務課についてですが、空き家の所有者等が死亡したりした場合、所有者の把握ということの手続なのですけれども、死亡届出人というのが役場のほうにいらっしゃいます。この方からのご協力をいただくとか、戸籍情報などによって相続人調査を行うことによって、まず所有者を確定しております。確定した所有者に関しましては、現所有者申告書の提出を依頼していただいて、あとそのほかでは法務局で相続人への変更登記がなされていないとか、未登記の建物についても、同じような方法で速やかに所有者を把握するように努めているところでございます。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。先ほど死亡届であったり、相続人手続等のお話が出たので、もう一つご質問をさせていただきます。

そうした担当課には、様々な相続登記のご相談が寄せられていることと思いますが、町内在住の方でも、そういった相続手続については、どこまでが担当課、要は庁舎で手続ができて、どこから要は法務局での手続かというのは、ちょっと不透明になられている方がいらっしゃると思います。そうしたご相談について、庁舎内ではどのような対応を取られているのか、お答えをいただきたいと思います。

○税務課長（下村 太平君）

複数の課にわたる手続等でございますが、代表して税務課のほうで回答させていただきます。

死亡の届けを出される方は、まず住民福祉課の戸籍のほうに参られるかと思いますが、そこでは届出の際に死亡に伴う手続のご案内ということで、A4の1枚紙のほうを手渡ししております。こちらにつきましては、住民福祉課、建設課、健康推進課、税務課、農業委員会、町外であります、農協等での手続、どういうものがあるかということを示してございます。その中で税務課についてですが、まず税務課については徴税の手続という中で、三戸町内に固定資産を所有している場合ということで、相続等に関する評価証明の発行等のご案内をしているところでございます。

先ほどの質問なのですが、まずどこまでが役場でどこまでがという話でしたが、こちらにつきましては個別の事情等が様々ございますので、事情により回答が異なる場合もございますが、詳細等その際にぜひ窓口のほう、その際でなくてもまず分からないことがあれば、いつでも役場の窓口、特に税務課の窓口のほうでご相談いただければ、そこでいろいろご案内できるかと思っております。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

分かりました。ありがとうございます。

登記の手续であったり、そういった手続、すみません、ちょっと繰り返しにはなるのですけれども、登記であったり手続関係については、ちょっと町内の方が煩わしさを感じて、かなり後回しにされている傾向がございましたので、であれば相談窓口として一貫で、各担当課のほうに相談に来られた際は、一括して対応できるというふうな認識でよろしかったでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○1番（柳 圭太君）

では、次の質問をさせていただきます。

当町の担当課においては、固定資産台帳における家屋から管理者等の情報を把握されていることと思います。所有者並びに納税義務者に対しては、どのような形で通知されているでしょうか。

○税務課長（下村 太平君）

議員の質問にお答えいたします。

納税通知書というものになりますが、こちらについては文書での通知が定められております。

町内外問わず、同一の文書郵送による通知方法が取られておりまして、万が一納税通知書が届かない場合につきましても、戸籍情報等を調査することで連絡先の把握等に努めてございます。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。

では、ちょっと具体的なご説明をお願いいたします。管理者不在または変更登録がなされていない、先ほど町内外かかわらずというふうなお話がありましたので、そういった方にも通知はしておると思います。一方で、連絡が取れないであったりとか、遠方に住んでいると思われる方の納税通知については、どういった対応をされているのか、お答えをお願いいたします。

○税務課長（下村 太平君）

柳 圭太議員の質問にお答えいたします。

繰り返しになるかと思いますが、納税義務者等の死亡によりまして、納税の管理とか義務者が分からなくなった場合ですが、まずは納税管理人を設定するために、先ほど窓口で取ったような死亡届出人であるとか、そこで決まらなければ相続のほうを調べるために戸籍を取得したり、調査を行っております。納税管理人が決まり次第、納税通知を行うわけですが、まず決まらないという場合、相続人代表が設定できなかった場合は、相続人全員を調査した上で、相続権がある方全員に納税通知を発送してございます。それで、相続人がそれでも不存在、全員が相続放棄してあるとか、全員相続人が死亡してあるといった場合は、課税がされなくなりますので、納税される方がいないということで、不納欠損のほうを行わせております。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。適正な相続手続を行っていただくことが所有者に対しても、行政に対しても、適正なのかなというふうに認識をいたしました。

では、次の再質問をさせていただきます。平成27年度から制定されました空き家対策特別措置法というものがございます。皆様もご存じかとは思いますが、こちらにおける代執行についてですけれども、これはどのような過程を経て行われるものなのか、または代執行を行うことによりまして、所有者に求められることというものは何でございましょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法というものがございます。この中の第12条において、所有者等における空家等の適切な管理の促進という条項があります。読み上げます。第12条、市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとするというものでございます。こちらの内容については、適正な管理をしてくださいと、遠隔の地に所有者がいる場合等々については、市町村はその状況の情報の提供、助言、その他必要な援助、金銭的な援助も含むものと思えますが、そういったことに努めるというようなことになっております。

また、第14条におきましては、特定空家等に対する措置ということが定められております。こちらの内容については、第14条で、市町村長はとあります。特定空家の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。）等々とありまして、こういったところの助言または指導をすることができると。12条と同じく、特定空家等に対しては市町村長は助言、指導をすると、所有者に対して、ということになってございます。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございます。

では、先ほど読み上げた空き家対策特別措置法の衛生面であったり、特定空家の条件、衛生面、倒壊などの危険性であったり、景観を損なう等の4か条に関わる観点から指導、通告などを受けた対象となった家屋というものは、当町についてあるのか、またはあるような家屋というのは当町として把握しているのか、そちらを伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

こちらの法の適用に基づく特定空家に該当するものは町内にございません。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

分かりました。その分、所有者の管理が行き届いているのかなというふうに思っておりますし、その分個人の管理が正しいのか、それとも町有地も様々あると思えますが、次の質問に移りたいと思います。

県内においても、各市町村が空き家対策計画というものを策定しており、取組を始

めております。過去にも佐々木議員のほうで、この空き家対策について一般質問で意見を交わされておりました。策定計画の進捗状況について、何か進展などはございましたでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

計画の策定状況であります。今年度に入りましてから県のほうに照会をするなど、あと計画の基になる空き家の把握の調査は、実はちょっと年数が前にやった調査を基につくれるかどうかというところの照会をしたりとか、あと計画の内容についても素案のようなものを県のほうに照会したり、そういうことなどをして、今現在策定する方向で進めております。

以上でございます。

○1番（柳雫 圭太君）

素案ということですので、具体的にまだ実現には至っていないということかなとは思いますが、素案が具体的に予算化されたりとか、施行されるようになるには、どれくらいかかるのかなというところではあると思います。ぜひ実現に至ってほしいかなと思っています。

最後に、ちょっと町長のほうにお伺いしたいとは思っております。今後、人口減少のお話をされていたり、相続問題のお話をされておりました。空き家というものは、さらに増加していくと思います。私が思う考えでございますが、移住、定住であったりとか、子育て支援の強化であったりとか、地域の魅力発信など、より具体的な施策が町長には必要であるというふうに思いますが、空き家対策等を踏まえて、今後の政策展開であったりとか、また来年度について何か検討していることがあれば、お聞かせいただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいま柳雫議員からのご質問、またご意見にもありますように、人口減少という日本としても大変厳しい時代に入っている現下の状況を鑑みますと、この空き家という問題は様々な手段を講じながら、対策を講じていかなければならない喫緊の課題であるというふうに認識をしております。今年からまた調査にも入っていくことは、今総務課長のほうからのご説明を申し上げましたが、今後の課題の整理、また計画の策定に向けて、今後ともしっかりと進んでいきたいというふうに考えてございます。

ただ、また空き家バンクというものもございます。まず、この活用計画をつくって実行していくというのはもちろんでございますけれども、現下の今ある施策の中の空き家バンクのほうも、かなりご利用もいただいているということも聞いておりますので、そういった空き家を生まないということもまた一つの大事なポイントであろうと思っております。空き家を生まないための施策と、万が一空き家になってしまった場合の対応ということで、両面で町として考えていきたいというふうに考えてございます。

○1番（柳雫 圭太君）

まず、今空き家を生まないというふうな表現がありました。空き家を生まないと空き家予備群というふうな形で、空き家対策に動かれている自治体もあるようでございます。まず、空き家を生まないことが住みやすいまちづくりの一つとして、空き家を

利用した住環境整備というふうな形の答弁だったかなというふうに私自身も認識したかなと思います。町長は、そういった町の皆さんのためにも、ぜひ政策を考えていただければなと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

<11番 久慈 聡議員>

1. 三戸町のまちづくりと経済活動に関して

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続けます。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

それでは、一般質問させていただきます。

近年深刻な人口減少という課題に直面しており、これは経済全体に多大な影響を及ぼしていることは、皆さんもご承知のことと思います。特に地方では、若者の都市部への流出、少子高齢化の進行により、地域経済の縮小、商業活動の衰退が見受けられます。このような中、三戸町でも例外なく人口減少の影響を受け、商業や観光業等の活気に影響が出ております。しかし、困難な状況にあっても、私たちは新たな可能性を見つけ、町の発展を目指さなくてはなりません。今後の三戸市の経済について、その状況と見通しについて深く議論し、具体的な解決策を見つけていくことが必要であると考えております。

今後長期的な人口減少に伴い、交付税の減少も見込まれる状況にあります。これに対して、町では地域医療の確保として、公立病院の運営を続けるとともに、少子高齢化への対策や新たな事業への着手を進めていかなければならない状況にあると、そのように考えます。このような観点から、1点4項目について質問いたします。執行部の皆様におかれましては、誠実かつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

三戸町のまちづくりと経済活動に関して。令和5年1月1日の日本人の人口は1億2,242万人余りで、去年よりおよそ80万人が減少し、人口動態調査が開始された昭和43年以降、初めて47都道府県全てで人口が減少しております。これを受け政府では、少子化、人口減少は、国の経済社会や社会保障に関わる重要な問題であり、安定的な労働力の確保に向けた取組を進めるほか、歯止めをかけるべく、今年6月に策定したこども未来戦略方針に基づき、子ども・子育て政策を強化していくという報道がなされています。

このような中、三戸町の人口は令和5年7月31日現在で9,048人となっており、この2年間で約500人以上減少しています。これまで町の活力を生み出し、つくってきた世代が高齢となり、次の世代がこれからのまちをつくっていく大きな節目を迎えていると感じております。また、町の様々な組織や団体などにおいては、人口減少による人材不足や新型コロナウイルス感染症による活動制限の影響などから、本来の運営ができず、苦慮しているところもあるものと考えます。このような状況を踏まえ、今後どのような考えで、以下について取り組んでいくのか伺いたいと思っております。

1つ目、町民との対話や参画による地域発展のアイデア等を生かした取組について。

- 2つ目、行政サービスや事業の効率化など、成果と今後について。
- 3つ目、地域特産物等の販路拡大の実績と今後の取組について。
- 4つ目、地元店舗や事業者と連携した観光振興の実績と今後の取組についてお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、久慈議員の質問にご答弁を申し上げます。

三戸町のまちづくりと経済活動に関して、1点目の町民との対話や参画による地域発展のアイデア等を生かした取組についてであります。当町で行っているまちづくり人財塾事業は、友好都市を締結しております静岡県牧之原市が実践している、対話による協働のまちづくりの先行事例を参考にさせていただいているもので、牧之原市の職員や市民ファシリテーター、また牧之原市の事業スタート時から関わってこられる青森大学の佐藤淳教授などのご協力をいただきながら進めているところであります。

会議で発言することが苦手な人でも、楽しい雰囲気の中で皆さんが意見を聞き合い、様々な意見やアイデアを臆することなく出し合い、住民同士の対話につながっております。会議で出された大人と子供が触れ合える場や多くの世代が集まれる交流の場が欲しいといったご意見、アイデアを基に、町では今年度、金洗沢公園の利活用調査を行うこととしており、皆様のご意見等を具現化できるよう取組を進めているところであります。

次に、2点目の行政サービスや事業の効率化等の成果と今後についてであります。全国の地方公務員数は、令和4年4月1日現在280万3,664人となっており、ピークである平成6年と比較し、約48万人減少しております。当町においても、平成6年4月1日現在155名であったものが、令和4年4月1日現在では113名と、およそ30年間の間に40名程度が減少しているところであり、この対応として課の組織の再編や事務分担、職員配置の見直し等を随時行うほか、外部委託等により事務の効率化を図ってきたところであります。一例を申し上げますと、現在外部委託により行っているものは、学校用務員や図書館及びアップルドームの受付員となっており、指定管理者による運営を行っているものは、パークゴルフ場、町民プール、道の駅さんのへ、産直広場などとなっております。また、これ以外の事務補助員や児童館職員等については、会計年度任用職員により対応しているところであります。

今後におきましては、長期にわたり継続する少子化による人口減少の影響から、職員の確保面や職員の人材育成などの面が課題となるものと捉えているところであり、行政サービスを住民との協働による住民自治を進めていくことが将来のまちづくりに必要なものと考えているものであります。また、このような意味合いから、1点目でご答弁申し上げましたまちづくり人財塾の事業を行っているものであります。

このほか、役場職員の人材面からは、多様化、細分化する行政ニーズへの対応として、DXの活用による効率化を図るため、DX対応に必要な職員研修などを通じて、人材育成を図っていく必要があるものと考えております。今後も町が置かれている状況、課題解決のための手法について、都度検討を行い、実情と、そして時代に合わせた取組と対応により、行政サービスの提供維持と効率化を図っていきたいと考えております。

次に、3点目の地域特産物等の販路拡大の実績と今後の取組についてであります。初めに農作物の販路拡大の実績と今後の取組につきましてご答弁申し上げます。町では、地域特産物である三戸りんごのPR、販路拡大に取り組んでおります。これまで

の取組内容として、友好都市であります静岡県牧之原市において、三戸りんごのPR即売会を行っているほか、同市にある卸売市場を生産者とともに訪問し、三戸りんごの取扱いが始まりました。出荷された三戸りんごは、卸売市場を通じて牧之原市内のスーパー等において販売されており、お歳暮の時期には贈答用りんご販売事業を実施し、遠くは沖縄県まで発送されております。また、リンゴ以外の農産物についてもレベルアップ事業を活用して、生産者や生産者団体がPRや新たな販路拡大に向けて取り組むことが可能となっております。今後もリンゴをはじめとする町の農産物の知名度向上を図る取組を実施してまいります。

また、東京や大阪、横浜などで開催されたイベントに事業者から出展していただき、三戸りんごやニンニクの加工品、三戸せんべいなどを全国に広く周知するとともに、販路拡大を行おうとする事業者には商工業パワーアップ事業費補助金を交付し、支援を行っているところであります。令和4年度には、4事業者が首都圏での販路拡大の取組を行いました。ふるさと納税返礼品では、1万8,000件を超えるリンゴの受注を受けており、全国各地に広く三戸の名を売り込むことができしております。今後におきましても、関係機関及び役場関係課との情報共有及び連携を図り、農家の所得向上及び町商業の発展に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目の地元店舗や事業者と連携した観光振興の実績と今後の取組についてであります。町の観光事業の中核を担う特定非営利活動法人三戸町観光協会では、さんのへ春まつりや実行委員会によるさんのへ秋まつりの開催、まち歩きガイド実施のほか、町で行われる各種イベントをSNSやホームページ上で情報発信していただいております。近年では、町民提案地域活性化事業費補助金を活用し、町内の団体が企画運営して行われたイベントでは、町の活性化に寄与していただくとともに、馬場のぼる先生のゆかりの地を巡るバスツアーでは、地元店舗の皆様方のご協力をいただきながら事業を進めております。引き続き、地元店舗や事業者との連携を図り、今ある資源を最大限に活用し、地域の魅力を伝える仕組みづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

○11番（久慈 聡君）

結構詳細まで答弁いただきまして、少し理解を深めることができました。ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、何点か質問させていただきます。

まず1つ目、町民との対話という形なのですけれども、これはこの何年間か、数年間で、どのような形で何回ぐらい行われたのかお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

町では、対話による協働のまちづくりを進めるために、平成29年度からまちづくり人財塾事業を実施いたしまして、これまでに22回開催し、延べ673人に参加をいただいております。このほかにも、まちづくり懇談会や寄り合いみらい会議、ワークショップ等も含めると、合計で33回、879人に参加をいただいております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

この会議、対話の会議というかは、コロナ禍の中ではどのような形で、全然できなかったというのか、今の状況、この数年間の状況としてはどういう状態だったのか、ちょっとお伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほど平成29年度から始まった事業ということでお答えをいたしました。ちょうどコロナのほうが発行している状況の令和2年度につきましては、まちづくり人財塾はゼロ回という状況であります。令和3年度も3回ですが、それまで100人を超えるような参加者がいましたけれども、令和3年度は53人というふうな形で、コロナにあってはなかなか開催自体も思うようにいかなかったという状況であります。

○11番（久慈 聡君）

今コロナが脱コロナという形になってから、また取り組むという形になっているのですけれども、なかなか難しいのではないかなとはちょっと懸念しています。その中でも続けていただければなというふうに思っています。

その中から、話し合われた内容から、町政に反映されたような事例というのはございますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

話合いの場に出された意見が町政に反映された事例というご質問かと思いますが、町長答弁のほうでも金洗沢公園の利活用調査に触れておりますけれども、それ以外にも令和3年度に行いましたオンライン防災チャレンジという事業がございます。これは、総務課のほうで行った事業でございますけれども、これにはまちづくり人財塾に参加された高校生の備蓄食を食べて1泊するような、みんなが参加したくなるような防災訓練がしてみたいという声がありまして、開催が決まったものでございます。内容は、段ボール間仕切りの組立て、ドローンの操縦、備蓄食でのクリスマスケーキづくりなど、楽しい体験をしながら防災について学ぶ機会になったものでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

令和3年度のオンライン防災チャレンジは非常によかったと思っています。金洗沢公園のところの調査も進めているという形で、今後につなげていただければというふうに思います。

逆に、実際に行おうとしてできなかったこと、やろうと思ったのだけれどもできなかった、もしくは断念したというような事例なんかありますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

実際に行おうとしてできなかったとか断念した事例ということでございますけれども、いただいたご意見の中には、先ほども町長答弁で触れました、例えば多くの世代が集まれる交流の場づくりであるとか、空き店舗の利活用とか、まちの情報が分かりやすいツールの作成とか、シャッターアートというふうなご意見がございまして、その中でもすぐに事業化できるものであったりとか、実施に当たりほかの団体との協議とか調整を要するもの、予算措置を伴うもの等がありまして、実際事業化に至っていないものもございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

何でこういう話をさせてもらったかという、次の質問は具体的に検討されている

案件あるかということだったのですけれども、答弁のほうに金洗沢公園のお話が出ましたので、実際にこのような形で話ししたのは、町民目線の案件というのが多くあるわけですね。事業としてやられて879名の方が集まって話をされた形での案件、これというのはどのような形で蓄積されて、それがどういう形で活用されているのだろうか。どのような形で金洗沢公園をやる形になったのかということまでのルールというか、そういった部分というのはどのようになっているのかをちょっとお知らせください。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、これは私のほうからお話を申し上げます。

いつの会だったのかは、私はちょっと記憶にはございませんが、まずこういった公園の活用の仕方ということで、いろいろご意見が出たのではなかったかなというふうに思っております。そういう提案を受けながら、町としてもいろんなチャンネルで実際に可能性があるもの、あるいはどういう情報なり人材なりとの接点があるかと、いろいろ常に気をつけて考えております。そういった中で、ちょうど金洗沢に関わる部分での、こういう調査はしてみたいなという部分で、ちょっとそういう人との接点、また情報がありましたので、今回まち課を通してキャンプ場なり、また自転車のほうでいろいろ調査をしてみようということになったところでございます。まずは、まだ調査の段階でありますので、まだまだ山あり谷ありということであろうと思っております、しっかりと進めていけるように、町としても頑張っていきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

では、このような形で決まったというのはよく分かりましたけれども、多くの案件というのは、どういう形で蓄積されているのだろうかということに関してはどうですか。データベースになっているからだとか、それをどのような形で会議等で話し合っていて、それが進展していくかということをごらんとちょっともう一度お知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まちづくり推進課のほうでは、会議で出たご意見、ご要望とか、様々なご意見ございます。報告書というのは、課内で共有することはもちろんですが、町長のほうにも報告をしております。また、ほかの課の職員に対しましては、まちづくり人財塾への参加を呼びかける際に、講座の内容、例えば前回の会議で出された意見というのも報告をしておりますし、またホームページのほうにもまちづくり人財塾講座の報告書のほうも掲載しております。そういうふうな形で情報提供、情報共有をしております。それら意見等を基に、各課においてでも事業に反映されているものというふうに考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

ホームページの内容も見させてもらってました。具体的な書いた絵柄なんかもついていて、具体的な形になっているなと思います。町民の意見というのは、アイデアもそうですけれども、その場の中でテーマがあって、そのテーマで皆さんで考えていくという中で、よりよい意見というものが出てきたりとか、突拍子のない意見の中から新しいものが生まれてくるという形になるかと思っておりますので、できるだけそういっ

たデータを蓄積しながら、先ほど町長の答弁もありましたけれども、ずっと考えている中でヒントがあって、そこから培っていくものが出てくれば、新しいものにつながっていくのかなというふうに思います。

この数年間、コロナの影響もあると考えますけれども、働き方を含めて情報収集に関しても、また町民の対話に関しても、できない理由というのはコロナのせいにしても駄目なのではないかなと私は思っています。これは、私自身、議員もそうあるべきであるというふうに考えていますけれども、行政として苦しいときに金銭的な支援を多く行ってきたというふうに考えています。ただ、脱コロナを見据えた改善対策などができていたかということ振り返ってみると、できていたというふうに胸を張って言えないのではないかなというふうに私は感じています。

町民との対話も、コロナ前に比べると、より難しくなるだろうというふうにも考えています。だからこそ、町民の意見を聞く方法だったりとか、機会だったり時間だったりとか、またこのような対話という中での新たな取組などを含めて、活動していたきたいなというふうに考えています。

現在コロナウイルスが多くて、田子小学校では学級閉鎖等を今やっているようですが、その辺でも増えていくということもありますので、対策をしながら町民とつながる新たな方法や取組を考えて、地域発展のために取り組んでいただきたいと思えます。

では、2つ目の質問のほうに入らせてもらいます。人口減少に対しての、細かくどのような形でやっているかという部分も確認させていただきました。

D Xのほうに関して、ちょっとお伺いしたいと思います。自治体の業務に関しては、災害の緊急対応だったり、政策の変更だったり、新規制度などによって業務が増えているということで、やはりその中でD Xを推進しているのは承知しています。昨年12月議会で山田議員が質問したときに、町長自身もD Xは進めていくという答弁であったと思います。現在行政サービスの効率化や利便性向上のために、デジタル化に関する取組というのはどのように進められているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

役場におけるデジタル化への取組状況ということでございます。

まず、内部事務的な面、職員の事務的な面からご紹介させていただきます。以前から行っているものとしては、職員のスケジュール、メールなど、その他管理するグループウェアの活用をさせていただきます。このほか、紙の資料など簿冊が大量にたまりまますので、そういったものをスキャンしてデータ化している。このほか公用車のスケジュール管理、運行のスケジュール管理等々掲示板で行っている等々をこれまでは行ってきております。また、ここ数年での新しいものとしたしましては、事務作業の自動化を行いますR P Aというものの導入をしたり、あとは支払い関係の一部の決済、支払伝票といいますけれども、決済を電子化したこと、またこのほかであれば三戸中央病院におきます電子カルテの導入などとなっております。これは、内部的なものでございます。

このほか、行政サービスの提供、外向けの面からについては、今年行っておりますマイナンバーカードの取得の推進、これと児童手当や保育関係の施設、あと妊娠の届出などの子育てに関する15の手続、こちらのほうをインターネットでできるように、受付の専用窓口ということで設けております。このほか、介護保険に関する11の手続も同様に行っております。このほか、また三戸中央病院になるのですが、三戸中央病院では非接触型会計用レジ、セルフレジを導入しているところであります。あと、来

年の2月、年明けの2月を予定しております、住民票と印鑑証明のコンビニの交付などを予定しているということでございます。

このようなデジタル化の取組といたしまして、役場内のDXの推進体制ということで、7月に三戸町DX推進委員会等というものを立ち上げてございます。今後においては、全庁的な体制を取って、取組を進めていくということになってございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。非常によく分かりました。

DXで対応できる部分に関しては対応してもらっている中でありますけれども、若い方だといろいろできる部分もあると思います、対外部に対しては。そういった部分の中で、推進委員会で話しされているとは思いますが、デジタル格差の問題についてちょっとお伺いしたいのですけれども、対面だったりとか、人的資源でしか対応できないような業務改善についての話合いなどは、何か行われているのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、DXの導入活用については、当然ながら前提としてインターネット環境が必要になる、そしてそれを取り扱う機器、タブレット等でありますとか、スマートフォンであるとかといった機器を準備して、こちらのほうを使えないと使えないということになります。こういったデジタルディバイドと、情報格差というのですか、という言葉もございますけれども、こういったところの対応といたしましては、現在では特段の話合い等々はしてございません。と申しますのは、これまでの窓口での対応、紙ベースであったり、窓口で職員が対応するというチャンネルのほうは残しておりますので、そちらのほうで当面は対応可能だということで考えてございます。

ただ、今後はやはりインターネット環境を全住民の方が使って恩恵を受けるということが、国もそういう方針を示しておりますので、そういったところの対応は中長期的には検討が必要なのだろうということで考えております。

○11番（久慈 聡君）

非常に紙ベースであったりとか、窓口の対応だったり、対人的資源が必要なところに関してのサービスというのは、やっぱりどうしても必要な部分だと思いますので、そこに関しては残しておいていただきたいなと思いますし、そういった格差が出ないような形で対応してもらいたいというふうに思います。

それを踏まえた中で、行政の手続だったりとか、簡素化に関してはコンビニで住民票だったり、印鑑証明だったりということの取組をされてということを確認できたので、よかったなと思います。それ以外にも、簡素化だったり省略化できるような取組の仕組みをもう少し推進していただきたいと思いますし、それは先ほど設置されましたDX推進委員会で話し合っただけならばというふうに思います。

先ほど町長の答弁にもあったのですけれども、再度確認のために質問させていただきたいと思います。町長のほうにお聞きしたいと思います。長期的な人口減少に伴って、交付税の減少も見込まれる今の現状がありますが、事業のスリム化が必然となってくるといふふうに考えています。それは、もちろんのことだと思いますけれども、その中で、現在の行政の組織改革だったりと考えているということをお話しさせていただきましたけれども、組織改革だったり、業務プロセスの見直しだったりという効率化に向けた取組、そのようなお考えをどれぐらいお持ちなのか、スリム化に対して、どれぐら

い必要性を持っているのかということをお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの久慈議員からのご質問は、行政の組織改革であるとかスリム化であるとか、そういったところに関しての町長の認識というふうに受け止めて答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど総務課長のほうからも、現在職員でDXの対策を進める上での委員会の設置をし、若い職員たちで今後のことについても検討していただいているところでございます。そしてまた、私のほうでは、将来的な意味合いということで、現在の町のいわゆるどういう部分をデジタル化していくことで、将来の人口減少に備えた対応を取るかということを中心に大きな意味合いで、まず捉えていく必要があるというふうに思っております。

まず、私といたしますと、人口減少が進みますと、農家の仕事とかというのなかなか進まなくなる。機械化が順調に進んでいけば、それはそれで大丈夫なのでしょうけれども、実際にはやっぱり人手が当面はかかってくる。そういう際に、役場の中でいろんなことが自動化できていけば、役場内だけでなく、それこそ地域に職員たちが出て行って支援していくことができる、そういうふうなことを考えていかなければならないのではないのかなというふうに考えているところでございます。

また、大きな全体的な、地域全体での人口減少が進みますと、行政の効率化というものも考えていかなければならないと思っております。これは、八戸圏域連携中枢都市圏だけではなくて、岩手県北の自治体の首長たちとも時折話になるのですが、行政システムを同じシステムで回すことができれば、その分行政経費も削減できるし、そういうことは可能なのかどうかということもいろいろ検討させていただいております。現在のところは、その部分については、残念ながら各自治体が契約をしている行政システムのメーカーがそれぞれ違うという中で、帳票を同じにしていく作業というの、これもなかなか難しいということで、現在はその部分止まって進んではおりませんが、いずれかの時点においては、そういったことも進めていくことになろうかというふうに思っております。

ただ、DXにおいて非常に悩ましい問題というのは、紙からデジタルに動くときには、紙でも仕事をしつつ、デジタルの仕事もしつつということで、本当に多忙を極めるということです。しっかり移行してしまった後であればいいのですけれども、それまでの過程というのは非常に大変な労力がかかるということもありますので、その辺のところは実際にやっていく現場との兼ね合い、そしてまたそのサービスを受ける町民の方の受け止め、両方の視点でもって、折り合う中で考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○11番（久慈 聡君）

行政システムの内部的な行政の話になると思いますが、職員が地域に出ていくというところに関しては、私はちょっとはてなマークなのだけれども、そういうふうな考えもあるというふうな認識で受け止めさせていただきます。

行政のサービスの提供においては、先ほど答弁の中にありましたけれども、多くの企業と連携や取組とかもしているというわけでありまして。その中で、行政の中で対外的なサービスとしてできない部分は委託したりしていると。そして、内部的なものに関しては、今広域の中で話を進めていったりとかしているということでもいいのかなと思っております。

その中で、では対外部のほうに対して質問させていただきます。現在サービスの中で、企業と提携だったり委託という取組に関しては、病院の部分であったり、学校だったり、道の駅だったりとか、いろんところで、社協も含め、いろんなことをやられているかというふうに思いますけれども、これは今後もっと加速していく必要性はあるというふうにお考えでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

行政サービスの提供において現在行われている企業と連携、そして外部の委託、こちらのほうの捉え方ということでございます。町長の答弁にもありましたとおり、行政サービスの提供に当たってということで、企業と連携、そして委託の取組については、社会福祉協議会へ業務の一括委託というものを行っております、こちらの内容は受付関係、あとは公園等の維持管理の関係等を委託しております。このほか指定管理者がいわゆる運営を行っている施設等々がございます。これ以外の事務員については、役場のほうで直接雇用していると、会計年度任用職員により行っているということとなっております。こちらのほうの会計年度任用職員は、内部での採用ということになりますので、外部ではないのであれなのですが、こういった外部の委託については、現時点で特段どうしようという対応はございませんけれども、それぞれ状況を見て随時更新というか、外部に出せるものは出していくというような検討をしてみたいと思います。こちらの内容は、町の総合振興計画のほうで行政サービスの効率化とかといったところに、こういった取組を進めていきますというような内容で書いておりますので、後ほど御覧いただければなと思います。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。総合計画、もう一度見直ししてみたいと思います。

ちょっと繰り返しになるのですが、繰り返しというか、今現在で行政のサービスの中で、アウトソーシングしている部分が何点かあるのですが、その中で私としては、住民福祉課だったりとか、健康推進課だだりの包括の部分だったりとか、そういった部分でのサービスというのは、もっとアウトソーシングを含めた考え方をしてもいいのではないかなというふうに考えています。会計年度任用職員対応ということに対してもありますけれども、内部の仕事は外に出すと言葉はあれなのですが、より専門的な部署に関しては、組織が移動した場合にはレベルが下がると言うところちょっと言葉が変ですが、経験値が重要とされる部分も出てくるはずなのです。その部分に関しては、ある程度特化した形でアウトソーシングしてもいいのではないかなというふうに考えてはいるのですが、その件について何かお考えがあればお伺いします。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

私のほうからは、住民福祉課の関係で答弁をさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり住民福祉課では、戸籍事務、児童福祉、障害者福祉、国保、環境等に係る事業を所管しております、特に個人情報量の多い部署でございます。外部委託に当たっては、個人情報の保護と秘密保持というところに留意をして、積極的に進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○健康推進課長（太田 明雄君）

健康推進課におきましては、地域包括支援センターの業務、これにつきましては業務の簡素化であるとか、職員の負担軽減を図るため、介護予防ケアマネジメント業務の一部を民間の居宅介護支援事業所のほうに委託をして行っております。また、そのほか健康推進課における保健業務といたしましては、特定保健指導業務であるとか新生児全戸訪問業務、あとは助産師の産前産後サポート業務や産後ケア業務、こういった委託可能なものにつきましては、外部委託であるとか、在宅の保健師あるいは助産師のほうにお願いをしているところでございます。

あとは、アウトソーシングとは少しずれるかもしれませんが、費用面であるとか人材面で町が単独で設置困難な成年後見センター、こちらのほう八戸圏域で共同設置をして実施しているということで、専門性を有する人材を市町村間で共有しているというところでございます。

また、地域包括支援センターの業務、これにつきましては人員基準というものがございまして、保健師、あとは社会福祉士、主任介護支援専門員、これはそれぞれ各1人配置するという基準がございまして、民間委託する場合には、同じこの基準を満たす必要がございまして、なかなか専門職の確保というのが難しいというところがあるかと思っておりますので、現在のところは業務委託というものは考えてございません。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

非常に分かりました。だからこそ、今後問題点として解決する部分があるのではないかなというふうにも受け止められるのかなというふうに思っています。広域化もそうですけれども、基準も含めて、今後に向けて、個人情報の秘密保持も含めてですけれども、どのような形で行政だけでやっていける方向性になっていくのかどうか。もしくは、その部分も含めた形で外部委託するのかわったりとか、計画の部分だけは特殊な、特徴と言えればあれですけれども、資格者が必ずいて、その中で計画を立てなければならないでしょうし、その管理の方法であろうが、その部分に関しても本当に行政の中だけで行う必要があるのかというのは、ちょっと私の中でも疑問符な部分があるので、その辺は前向きに考えていただきたいと思っております。サービスが下がるのでとか、サービスを維持してよくする形でお願いしたいと思っております。

今広域化の話がちょっと出ましたけれども、ちょっと1点聞いておこうかな。では、町長にお伺いしたいなと思っております。広域化として、他町村と連携で行うべきものとしての中で、私給食なんかを考えているのですけれども、そういった部分に関して今後、三戸の中では給食を作っているところは小学校、中学校の部分、今高校の部分は小中でやっていますけれども、それ以外にも福祉の部分だったりとか、いろんな部分で作ったりしているという中で、それを広域化という形で考えることというのは、それに対してどのようなお考えをお持ちかお伺いしたいと思っております。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの給食というのを一つの例にまず捉えて、広域化についての考え方ということでございます。行政コストの面だけでいきますと、やはりエリアを広くしていくことが、そこの中でのコストの低減であるとか、施設の維持であるとか、そういった部分においては相当程度効果があるものだというふうに考えております。

しかし、町ごとに給食センターを持っているところというのは、その分雇用を地域で生み出すこともできるという、やはりその権限も確保できるというところがありま

すので、そこはどちらのほうが実際の実態に合っているのかなということは、常にやはりメリットとデメリットというのは必ずございますから、その辺のところは判断していかなければならないものだというふうに思っております。広域化が進むことで、本当に便利になっていくものももちろんあるのですが、やはり地域の特性として大事にしていくことは大事にしていくということも、町としては考えるべきものだと思います。

○11番（久慈 聡君）

私の冒頭の質問、冒頭に話はしましたけれども、人口減少になっていくという中で、行政の人員確保も難しくなってくるという状況が出てくるだろうということを踏まえての質問でありますので、今すぐということではなくて、そういうお考えがあった中で、このような答弁があるというふうな形で受け止めさせていただきたいと思っております。必要であれば、そういった部分のところまで考えていかなければならないのではないかなと、私は個人的には思っています。

では、次の質問に入らせてもらいます。地域特産物の販路拡大についてなのですが、リンゴの販売がされていて、牧之原のほうから販売されている、あとイベントに参加していると。それに対しても、パワーアップ事業だったりとかの助成をしたりとかをしていますよというところの中で話を受け止めました。また、役場との連携をすること、連携を図って商業の発展に寄与していきますよというところも確認できました。

今現在S ANNOWAがなくなって事業がないというところで、今後の特産物、今現在不安が、ちょっとどうなっていくのかなという不安が残っている中で、販路拡大に向けた取組というのはどうなっているのかなというところの中で、今リンゴの話が出ました。リンゴに関しては、ある程度生産の中で戦略やそういった活動、広報活動も行っているということだと思います。

三戸の特産品としてちょっと調べてみると、道の駅のところだったかな、ちょっと見ていたのですが、南部裂織だったりとか、せんべいだったり串もち、きんかもち、麦つつけ、そばつつけ、ジョミ、加工品、11ぴきのねこだったりというところになるのですが、今現在特産品ということ、特産物というのかな、果物もそうですし、その加工品なんかもそうなのでしょうけれども、特産物に関して今S ANNOWAがなくなった時点で取組というのは、答弁でいただいた内容以外に何か具体的な取組だったりとか、戦略だったり、広報活動というのは何か行われておられますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

地域特産品の販路拡大ということと戦略というご質問かとお聞きしましたが、その件についてのお答えでよろしいでしょうか。

まず、まちづくり推進課のほうでは、町民自らが自由なアイデアで地域の特産品開発を進めていくことは、地域の魅力化、活性化に大きくつながることというふうに考えてございまして、事業者や団体の皆さんの活動を応援するために、販路開拓の事業並びに特産品開発事業に対しまして、商工業パワーアップ事業費補助金を創設しまして、支援する体制を取ってございます。また、開発した特産品につきましては、ふるさと納税返礼品のほうで取扱いするとともに、商工会のほうにも情報提供するなど、販路開拓の支援もしてございます。

また、より広く知っていただくための戦略というので、一番大きいものは、最も効

果的な方法としましては、ふるさと納税返礼品に扱うということで考えてございます。町長答弁の中にもありましたが、三戸りんごの受給件数というのが1万8,743件と、これが最も多くて、次いで11ぴきのねこのグッズ、ニンニク、サクラランボの順でございます。令和4年度のふるさと納税の寄附件数を見ますと2万4,504件、その7割が三戸りんごを扱っております。寄附金額のほうも3億2,479万2,000円を頂戴しております。このお礼品の贈呈を通しまして、全国に三戸町の名を売り込むことができていると考えてございます。このようなことで、ふるさと納税も十分積極的に活用しながら、三戸町の名前のほうを売っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

販路拡大のところ、魅力化も含めてですけれども、商工業のパワーアップの助成金が行われているということです。この数年間でパワーアップ助成金は何件ぐらいあったのか、お伺いしたいと思います。

またあと一点、ふるさと納税での返礼品を出したときに、三戸町の魅力を伝えるようなものか何かが入っているのか、どういったものが入れているのか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

商工業パワーアップ事業費補助金の実績ということでご説明をしたいと思います。

まず、令和3年度に販路開拓と特産品開発、それ以外にもパワーアップ事業は11ぴきのねこの活用事業、店舗改修事業というふうにございますけれども、この中で販路開拓と特産品開発についてご説明をさせていただきます。令和3年度、新規事業として販路開拓、これはコロナの影響もございまして、中央の首都圏のほうに行って販路開拓するという実績はございません。特産品開発につきましては3件ございまして、内容のほうはリングジュースの開発であるとか蜜センサーの購入、箱のデザイン・パンフレットの作成の3件でございます。昨年度、令和4年度では、販路開拓といたしまして2件ございまして、東京都に1件、もう一件は横浜のほうに行って事業を行っております。特産品の開発につきましては、同じく2件ございまして、ジュースラベルであるとか冷凍ギョーザのほうは2件というふうになってございます。

あと、ふるさと納税の中でお知らせということでございますけれども、昨年度におきましては、お礼状のほかに三戸町はこういうふうな町ですよとか、こういうふうなものがございますよというようなパンフレットも一緒に同封して、町のお知らせのほうも一緒にしているものでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

できるだけ、ふる納もそうですけれども、お礼状も含めて、皆さんに喜んでいただけるようなものだったりとか、次につながられるものを出していただければなというふうに思います。

では、特産品だったり加工品等でも、品質向上だったりとか品質管理、それから付加価値の向上に向けた支援というものが、何か助成金だったりとかがあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

特産品等の品質とか付加価値向上というご質問でございますけれども、先ほどご紹介いたしました商工業パワーアップ事業費補助金、これの中の特産品開発事業というものは、特産品の開発のほかにも商品の改良に要する経費も対象としてございます。補助額が25万円を上限に、対象経費の5分の4の補助が受けられますので、こちらのほうを活用いただき、質の向上であるとか付加価値の向上というのにつなげていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

では、海外市場に関してちょっとお伺いしたいと思いますけれども、三戸の特産品の海外への輸出に向けた取組だったりとか、海外市場を見据えた独自のアクセス支援だったりというのはお考えでありますでしょうか。

○農林課長（極 檀 浩君）

海外向けということでのご質問だと思います。今までリンゴの農家が海外、タイへ輸出したという実績がございます。これは、2シーズンでしたけれども、量としてはそんなに多くなかったということでございます。ただ、やはり海外輸出、検疫だとか、いろいろかなりの手間がかかります。手間とコストがかかるというところで、経費の折り合いがつかなくなって、今はちょっとやっていないという現状でございます。

あと、独自のアクセスということですが、これはかなり難しい、町独自というのはかなり難しいかと思えます。ですので、ジェトロとか日本貿易協会とか、そういうふうなところと相談して海外の業者とのマッチングとか、そういうものについて指導、助成、助成といいますか、手助けしていくという形になろうかと思えます。また、青森県にも輸出に関しては国際経済課でしたか、の関係がありますので、そちらとも相談しながら、ご紹介したり勧めたりというようなことでいければいいなというふうには考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

私は、個人的にですけれども、農産物の輸出について調査したときに、農林課よりいただいた情報でしたけれども、いずれとすると、福島のほうだと農産物と海外販路開拓事業を募集して助成をもらったりとか、補助もらったりとか、青森県でも海外ビジネス展開に向けた補助金制度というのがあります。そういったものを町でも活用していただけるような取組を何とか一緒にやっていくことができればなと思っていますので、手間とコストがかかるのも十分分かりますし、薫蒸処理等もやっていかなければならないのも分かります。生産量が少ないというところもありますけれども、だからこそ付加価値をつけてあげるというところで、販路拡大につなげられるような取組をぜひ農家の方々だったりとか、また新しくパワーアップ事業、作られた商品だったりをつなげていければなと思っていますので、お願いしたいというふうに思います。

次の4つ目の質問のほうに入らせていただきます。地元店舗だったりとかの観光振興の実績というところでは、観光協会のほうに春まつり、実行委員会では秋まつりと、まち歩きだったりとか、提案型の助成金額だったりとか、そういう答弁をいただきました。多くのそのような対応がされているのは分かりましたけれども、町民提案型の

助成金というのがあると思うのですけれども、これって今年度は何点ぐらいあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前11時34分）

休 憩

（午前11時34分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

町民提案の補助金を使った団体は1団体となります。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

国史跡になったところも含めて、11ぴきのねこもそうですし、いろんな商品開発をやれるような環境下の中で、行政としてもやれますよというような形がやっぱり少ないのかなというふうに感じています。逆にもっと提案してちょうだいという形だったりということを行政のほうからもアピールしてもいいのではないかなというふうに思います。

では、バスツアーの件もありましたけれども、まち歩きやったり、バスツアーの件もそうですけれども、地元の店舗だったりとか事業者と連携しているイベント、要はまち歩きではそういうことをやっているということを話していましたが、それ以外に地元の事業者だったりとか、店舗をもっと活用したような地域の取組というのか、そういったものというのほかにありますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

地元の店舗、事業者と連携をした取組ということでございます。

まず、先ほど来町民提案の活性化の補助金を活用して、今年度は1団体利用しているということをご説明いたしました。その内容につきましては、皆様ご承知のような音楽イベントだとか、川まつりの開催ということでつながってございます。それ以外にも地元の商店、店舗と一緒に協力をいただいて実施したというのは、町長答弁にありました馬場のぼる先生のゆかりの地を巡るバスツアーの中では、昼食を地元の飲食店で食べていただいたり、あとデザート、おみやげというものも地元の11ぴきのねこのものをお出ししたりとか、あと最後には道の駅でお買物をさせていただくというふうなコース設定もしております、昨年度から回数でいきますと6回、128人に参加をさせていただいております、今後におきましても、そのように地元の商店、店舗の方であるとか事業者と連携、協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

観光振興のところでもちょっとお話をさせてもらいました。町長にお伺いしたいのですけれども、11ぴきのねこの石像を含めたまち歩きなど、町を知ってもらうには非常によいことだと思います。でも、夕方以降となると観光客は帰ってしまうのです。当町への滞在時間が少ないというふうに思っています。滞在時間を延ばすための仕組みづくりを考えていかなければならないのではないかなというふうに考えているのですけれども、その辺をどのようにお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの久慈議員からの町内への滞在時間を延ばす方法ということで、町長の考えはということだというふうに思っております。

昨今の観光される方の移動の形態というのが、以前はバスで団体客でということがほぼほぼ全てだったのでありますけれども、コロナ前から団体旅行というよりも、個人の旅行ということで組まれる数のほうが相当程度大きくなって、今むしろそちらのほうがメインと言っても過言ではないというふうに思っております。そういうことから考えますと、三戸町内の様々な観光名所巡りみたいなものの一つの企画を町がつくるというだけではなくて、観光旅行をされる方々がこの地域に来て、いろいろ巡って歩く際の旅行パターンとか、そういうのをできるようにインターネット等での情報の発信であるとか、そういったことが非常に大事なのではないかなというふうに思っております。

また、夕方になると人が消えてしまうというお話でございますが、これは今始まったことではございませんで、昔からこの地域の中での課題ではございます。そういう部分でいきますと、そういった観光というのは、常に個人の方々のお金とか事業というもので回るものでございますので、その事業者の方々というものもやはり三戸に根づいていただければ、町としてもしっかりとそういった部分も応援をしていけるのかなというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

夕方になると人がいなくなるのは寂しいものです。そういうふうに私も思います。特に八日町なので私、土曜、日曜だとやっぱり郵便局だったりとか、バスツアーの方も来たりとか、まち歩きの方が歩いたりとか、でも夕方以降になると静かになるのは非常に寂しいなという思いがします。

あと、町長のほうにもう一回お伺いしたいのですけれども、車で来られる方が多くなってきて、それが回って歩くということですが、できる限り歩いていただくというところが観光のネックになるのではないかなと思いますし、いかにその場に足を止めて見ていただくかということが観光につながっていくと思っています。あとは、滞在時間を延ばすことということが非常に多い。ホテルでも滞在時間を延ばすための仕組みづくりをすることによって、赤字から黒字展開するというような戦略をやっているホテルもありましたし、そういう中で町内にいていただく時間を増やしていければなというふうに私は思っています。

夕方以降と考えますと、夏であればちょうちん、明かりが非常にあって風情もよい、提灯まつりのほうもすごく復活していてよかったな、きれいだなというふうに私は思っています。このような風情もある。以前もちょっと話したかと思うのですけれども、三戸町というのは町なかに熊原川が流れています。そして、史跡もあり、そして

山や田があり、多くの農産物ができるこの町では、夜になるとすごく寂しいなというところも感じます。

小中一貫校の校歌に「四方の山 中を流れる熊原の 川のほとりの三戸は」というふうにあるように、川沿いをもっと大事にして、観光資源としていけばいいのではないかなと私は考えています。例えば熊原川から河原橋までをライトアップ照明をして、11ぴきのねこロードという形にするなど、新たな観光資源をつくってはいかがかなと私は考えています。費用も安価で済むと思いますし、それにより歩行者が増えて、観光客の滞在時間が増えるというふうにも思っています。滞在時間が増えるということは、町にお金を落としてくれるということも考えます。また、11ぴきのねこに関連した民泊をする整備費用だつたりの助成金をつくったり、それを行うことによって週1日でも民泊が可能な場所が三戸町にできれば、観光客は増えるというふうに思うのですが、そのようなお考えについて前向きに考えていただくことはできるものでしょうか、お伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま久慈議員から、大変夢のあるお話をお聞きしたというふうに思います。

まず、三戸町の課題として、宿泊施設というのはどの議会のときでも話として浮かんできます。大事なことは、それを行うのは事業者であるということで、やはりその事業者が頑張ってくれるときに、町は応援をできるものだというふうに思っているところは変わらないところでありますが、まずこれまでも三戸高校の生徒の下宿先ということで、募集も現在もしております。民泊というの、私は三戸町にとっては切り口とするとてもいい仕組みだなというふうに思っています。ですので、そういうものが進む、また進めていければというふうに考えているところでございます。また、三戸町の特徴といたしますと、先ほど自然環境であったりとか、そういった部分について久慈議員からお話がありました。

また、私から見るときの三戸町のかつての状況というのは、やはり人が、様々な職種の人たちが三戸町にはたくさん当時はいたということです。一例を挙げますと、三戸大工組合というのは、もう明治に入った当初から組合が組織され、それぞれの特技を全て手仕事にしながら、この地域を支えてきた、建築してきたと、そういうことでございます。ただそれが、時が流れ、いろんな効率化が進んでいく中で、それぞれの工務店や、そういうものに集約しつつ、いろんな形で町の流れというのがやはり変化をしてくれています。ですので、そういった変化を受け入れていくためにも、やはりそういう人に集まってもらいたいと、そういう思いがございまして。そういったものができれば、ただいま久慈議員がおっしゃったような、夢のあるようなお話も含めて、目指していきたいなというふうに考えているところでございます。

○11番（久慈 聡君）

滞在時間が増えるような形だつたりとか、民泊というの、夢なのかもしれないのですけれども、一つ一つ、11ぴきのねこロードなんかもつくるのも、ライトアップするのもそんなにお金かからないですし、今後も一つの関連性もあるでしょうけれども、そういった部分を可能にしていくことによって、また集客はできるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

また、民泊に関しても、そういった整備の助成金等を明確に出してあげるといふところも、出せばもしかしたら新しい取組に賛同していただける方がいらっしゃるかもしれないので、そういった部分も含めて検討していただきたいと思っております。やっぱり

夢を現実にしていただければなというふうに私は思っております。

今回は、深刻な人口減少、それから少子高齢化の進行により、地域経済の縮小、商業活動の衰退が見受けられる中、三戸町の発展のために考え、その状況と見通しについて確認させていただきました。このことについてもっと深く議論して、具体的な解決策を見つけていくことが必要であるというふうに考えています。多職種、多方面からの考えがよいアイデアを生むと思います。それを実行する、実行できる組織や仕組みを育てるように、行政も町内各種団体への様々な支援をしていただきたいというふうに思っています。

町のまちづくりについて、私たち議員はもっと視野を広げてかつ現場に近いところに重点を置かなければならないというふうに私は考えております。業務を行う執行部の皆さんは、知恵もあって、事務事業の一つ一つが町のためになっていると思っています。だからこそ、一緒に考えて実行していかなければならないと思いますので、町長におかれましても、町の担い手として、今回まで質問した部分に対して含めて、前向きに考えて取り組んでいただきたいとお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

午後 1 時 30 分再開予定をもって休憩します。

(午前 1 1 時 5 0 分)

休 憩

(午後 1 時 3 0 分)

< 2 番 小笠原 君男議員 >

1. 公園、町有地等の管理体制と有効利用計画について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2 番、小笠原君男君。

○ 2 番（小笠原 君男君）

それでは、通告に従いまして私の一般質問を行います。

私は、今回 1 項目 3 点でございます。質問につきましては、公園、町有地等の管理体制と有効利用計画についてでございます。現在三戸町では、小規模公園を含む数か所の公園と学校跡地等の町有地を保有している。公園の中でも、城山公園は国史跡、また桜の名所として注目を集め、町の観光の一役を担っている一方、学校跡地や小規模公園等の有効利用は図られていないと感じる。町有地は、複数の課が管轄し、管理運営を行っているが、本来の業務と町有地の維持管理業務の兼務は、業務推進上効率的ではなく、改善が必要と考えられる。

以上のことから、町の財産である町有地の管理体制や有効利用及び今後の開発計画があるのか伺います。

1、公園を含む町有地の管理体制の改善について。

- 2、公園の利用促進について。
- 3、学校跡地等の利用、開発について。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、小笠原議員の質問にご答弁申し上げます。

公園、町有地等の管理体制と有効利用計画について答弁を申し上げます。初めに、町が維持管理を行っている公有財産につきましては、地方自治法第203条において、その範囲及び分類が示されております。この中で、土地及び建物などの不動産については、公用及び公共の用に供するものを行政財産とし、これ以外の財産を普通財産とすることが定められているものであります。また、町の財務規則では、第196条において、行政財産は財産に係る事務を所掌する課に所属させ、これ以外の普通財産については総務課に所属させることとなっているところであります。

現在、町において行政財産の扱いとして管理をしている主な公園は、まちづくり推進課が城山公園、関根ふれあい公園、金洗沢公園、藤子ふれあい公園、おまつり広場、二日町ポケットパークを管理し、建設課がラジコン公園、沖中児童公園、また教育委員会が松原公園など、それぞれの課において管理をし、このうち一部の公園については、公園の除草や清掃などを外部への委託や町内会への委託により行っております。

町といたしましては、それぞれ行政サービスを担当する部署が所管する公有財産を管理し、一連の業務として行うことで、利便性及び活用が図られるものと考えているところであり、現場における雑務などについては外部への委託をするなどし、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。また、町有地の管理体制の改善についてであります。公共施設や公園以外の行政目的として用途が定まっていない学校跡地や空き地など、普通財産となる町有地については総務課が管理をしているところであり、状況に応じて売却及び他の用途への移管をするなど、対応しているものであります。

次に、2点目の公園の利用促進についてであります。町の公園は城山公園をはじめとし、12か所があり、それぞれの公園を日頃から町民憩いの場や各種の集会、運動の場などにご利用いただいております。また、近年は少子化の影響から、公園で遊ぶ子供もいなくなったとの声も聞かれる時代となり、利用が進んでいない公園もあるものと認識をしているところであります。

町では、平成29年3月に策定した三戸町公共施設等総合管理計画において、主には建物における公共施設の利用状況に応じた統廃合や長寿命化を効率的に進めるとしているところであり、これまでと同様に公園の適正な維持管理を行い、利用する方が心地よく使っていただくとともに、利用が進むように取り組んでいく必要があるものと考えております。

一方で、町内に点在する地域の高齢者や児童生徒の皆さんがご利用になる小さな公園などは、利用の多寡によらず、利用される方の大切な居場所でもあると考えているところであります。地域の皆様からの声をお伺いし、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の学校跡地などの利用、開発についてであります。現在旧目時小学校についてはNPO法人へ貸付けし、豊川小学校跡地については民間事業者への貸付けを行っております。また、旧三戸北小学校については、過去に学校の裏山において土砂崩れが発生した経緯もあり、土砂災害警戒区域に指定されております。そのため、長期的な貸出しや売却は難しいとの判断から、倉庫として利用しております。三戸中学校跡地については、公営住宅整備の候補地として検討いたしましたが、熊原川の浸

水想定区域に指定されていることなどから、候補地としない経緯となっております。旧蛇沼小学校については、土砂災害警戒区域に指定されているところであり、地区の運動会などの一時的な貸付けをしているところでもあります。

令和3年度末をもって閉校となった旧杉沢小中学校については、昨年7月に地域の皆様にお集まりいただき、今後の利活用についての懇談を行い、高齢者福祉施設としての活用など、様々なご意見を伺ったところでもあります。このほか、文部科学省が行っている廃校活用のためのマッチングサイト、みんなの廃校プロジェクトに参加し、オンラインによる廃校活用推進イベントで説明を行うなどの活動を行っているところでもあります。

最後に、斗内小学校跡地は、現在ホームページを通じて購入希望者を募集しておりますが、問合せはない状況となっております。このようなことから、町内の廃校となった学校施設においては、浸水想定区域に指定されている三戸中学校跡地や、土砂災害警戒区域に指定されている旧三戸北小学校、旧蛇沼小学校などがあり、災害による被害が想定されるものについて、町が開発することや民間への売買をすることなどについては、慎重な対応が必要となるものと考えております。町といたしましては、未利用の町有地につきまして、今後どのような活用方法があるかなどを検討し、町有地の適正な維持管理に努めてまいります。

○2番（小笠原 君男君）

それでは、再質問いたします。

まず初めに、管理体制の改善についてでございますけれども、現在の管理体制、公園につきましては、3つの課で賄っているというふうなことでございますけれども、仕事の支障がないのをごさいますでしょうか。やはり何かと維持管理、そういう部分でふだんの仕事と公園の維持管理、そういう部分が重なってしまえば、なかなか仕事が本来の業務に集中できないのではないかなというふうなことを一番感じましたので、今回質問に上げさせていただきました。

その中で、まず第5次総合振興計画を策定、町のほうではしておりますけれども、その中の行財政の効率的運営で示している行政運営の一文の中では、効率的で質の高い行政サービスの提供に努め、常時組織及び運営の見直しを行う云々というふうに明記されております。そういうことから、やはり業務を公園なら公園、そういうふうな形で一元化したほうが、私としては効率的ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。

一元管理したほうが効率的ではないかということのご質問でございます。まず、公園の管理については、例えば城山公園でありますけれども、委託先のほうから3人の管理者が維持管理を行っているということでございます。そのほか正職員については、町課のほうで担当しているという状況にあります。正職員が草刈りをやっているかというところでもなく、事務作業、各種委託業務であったり、起案作業であったりというところの事務の作業をしているということでもあります。私、隣の課ですので、仕事の状況等々は日頃から見えておりますけれども、特に負担になっているとは見受けられないとは思っております。こういった状況もあります。

あと、総合振興計画で組織の見直しをしていくということの取組ができないかということでございますが、ただいまの職員の数が、こちらの振興計画のほうでは、77ペ

ージになりますけれども、ご紹介をいたします。定員適正化計画における職員数、一般会計ベースというところであります。計画をした当時、2019年の4月の現状値は103人、これが2023年の4月、今年の4月ですね、の目標値は107人ということで、4人ほど増えるという目標値を立てておりました。これに対して、現状の数値は102人と、5人ほど少ない状況となっております。これは、こちらの採用等、あと中途の退職等々の事情がありますので、現状は数値が下がってきているという状況でございます。

このような状況を踏まえて、現状で新たな課を設けられないかということについては、ほかの課の職員を減らして、そこの新しい課に持っていくというような作業が必要になります。そうした場合に、既存の課の負担が増えないかどうかということについては、慎重に考えていかなければいけないかと思っております。町長の答弁にもございましたとおり、これまでという取組でありますけれども、行政サービスを担当する課が公園の管理を行うということは、密接にその維持管理とイベントの運営とかという部分でつながってきますので、そちらのほうが一番なのではないかなということで捉えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

それでは、今の答弁では人的にも、それから仕事の的にも、まず現状で何とかなるというふうな言い方だということで理解はしますけれども、やはり総務文教とか活性化委員会でもそういう史跡とか公園とかのところを見に行ってきたのですが、公園を管理する課というのがどうしてもあったなど、そういうふうに感じております。そうすることで、公園のほうの利活用も、今の状態ですと人事異動でそれぞれまず変わっていく場合があるわけです。できれば、公園を長らく管理しながら、新しい開発、改善、改修、そういうふうなことを長期でやっていける部署がどうしても必要ではないかなというふうに感じております。

それと、後からもまた話が出ますけれども、学校跡地なんかもそういうところで、開発なんかをして、開発計画なんかをしていったほうが理想的ではないかなというふうに感じたものですから、まず今回質問させていただいたわけですがけれども、現状では間に合っているというようなことになれば、それをやらしてもらえないのではありません、実際学校跡地なんかも見ていると、草ぼうぼうでございます。そういうふうなのを町民の方々からも、どうするのだというふうなことをよく言われるのです。仕事が兼務でも間に合っているというふうなことなのでしょうけれども、実際その担当者の方々も現場に行ってみているのかどうか、その辺はまずはっきりしませんので、何とも言えませんけれども、ただ町のほうにも話は来ているのではないのでしょうか。私も昨日、おとといと三中跡地にも行って見ましたけれども、やはりジャングルのようになっています。ただただ砂は盛り上がっている。それではやっぱり町有財産と呼べるのかというのが一番感じます。近くの方々からも、すごいことになっているよと。それをどういうふう改善していくかということ、町のものでしたら、みんなの課が共有して改善していくべきではあるかとは思いますが、そういう担当課を主体として、やっぱりやっていくべきではないかなというふうに感じた次第でございます。まず、できれば今後はそういうふうな計画、管理課なりを増設する、人数が増えたらですけれども、増設するなり、やはりそういうふうな改善策を練っていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは次、公園のほうに入りますけれども、公園のほうでございまして、これも関係はございますが、公園全体ではどのぐらいの維持費が年間にかかっている

か、まずお知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

公園全体の維持管理費は幾らかということでございます。町内12の公園がござい
ます。ここでの委託の形で行っているものとか、業者に委託とか、社会福祉協議会に委
託とか等々ありますけれども、合計額で3,790万7,549円ということになっております。
以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

それは、修繕とかも入ってでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

委託する際の管理委託費という名目になっておりますので、修繕等は入ってござい
ません。
以上です。

○2番（小笠原 君男君）

修繕とか、そういうふうな金額を入れていくと、恐らくもっと金額が上がるはずだ
と思うのです。それと、城山にかかっている経費が今の場合だと大半をまず占めるよ
うな形になっているかと思いますが、その辺を出すと恐らく一つの課といいますか、
運営しなければならないような金額になってくるのではないかなというふうに感じて
おります。そういうふうになった場合、やはり先ほど言いましたとおり、公園とか、
そういう町有地を管理する課が今後どうしても必要ではないか。町有地、各跡地なん
かも整備、そういうふうなことをしていけば、もっと経費がかかってくるわけです
から、それを今の状態でまずもっていくということは考えづらいなというふうに、私
はどうしてもそういうふうに思います。

あと、金洗沢公園の利用につきましても、城山公園につきましては年間で何万人ぐ
らい利用しているということは、数字上は出てはいますけれども、その次に大きい公園
として金洗沢公園等がございまして、そちらのほうは年間でどのくらい利用され
ているかというのは、多分把握していないと思うのですが、今年度利活用について
の調査を始めたところだということで聞いておりますが、その進捗状況なんかはど
ういうふうになっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えをいたします。

金洗沢公園の利活用の調査の進捗ということでございます。まず、今回金洗沢公園
のほうにつきましては、林野庁の補助事業を活用して平成6年に着手し、平成10年に
完成したものでございまして、13.8ヘクタールの園内に野鳥の森やふれあいの森等整
備されているものでございます。今年度、金洗沢公園の利活用を推進するためにキャ
ンプ場及びマウンテンバイクのトレイル、未舗装道路の整備に向けて実施可能調査を
してございまして、その結果を踏まえまして、今後整備の是非について検討するとい
うところにしてございます。今のところ設計等の調査のほうを終えている状況でござ
います。

以上です。

○2番（小笠原 君男君）

金洗沢公園につきましては、BMXのコース、またキャンプ場の計画というふうなことを聞いておりますが、私も小さい子供さんを持った家族の方々から、コロナ禍でどこにも行けないと。そして、できれば三戸でキャンプできるような場所をつくってもらえないかというふうなことを多々言われました。やはりそういう部分では、金洗沢公園が適当な場所ではないかなというふうに思っております。

コロナ禍が進んで、キャンプ場といいますか、グランピングというのは聞いたことがあるかどうか分かりませんが、何かそういうふうなことで、キャンプ場も結構にぎわっているという、新しい形のキャンプ場ができてきているというのが聞こえてきております。遠くに行かなくても近場でキャンプ、うちとは違うスタイルで野外に宿泊する、そういうふうな形も望まれたというか、家族内でそういうふうな形を取ってくるというのも新しい生活スタイルなようでございます。できればキャンプ場、昔でいうバンガローですか、そういうふうなテントを張らなくてもいいような部分もあればいいと思いますし、個人でテントを張れる部分があれば、またそれもいいと思いますし、あとキャンピングカーなんか、今経営でキャンピングカーも買っている方々もいますし、できればそういうふうな形で入れるような部分もまたあればいいのかなというふうに思っております。幸いあそこはトイレも完備、水道なんかも完備されておりますし、そういう部分では理想的な場所かなと。そういうことで、まず管理したら利用者の数も把握できてくるのではないかなというふうに考えますので、できればそういうキャンプ場として進めていってもらいたいというふうに考えております。

コロナで3年間イベント、そういうふうな部分が少なくなって自粛、自粛という形でありますが、やはり子供さん方を持った親御さんは、野外、ほかのところに連れていきたいというのがやっぱり希望だったようでございますので、そういうふうな形で持っていければいいのではないかなというふうに思いますので、何とか実現できるようにお願いします。

あと、そのほかラジコン公園なのですけれども、年間で多分少ない人数の方が利用しているというふうなことを聞いております。そろそろ別なほうに転換するというようなことも必要ではないかなと思います。それも、私もこの間行って見たのですけれども、ラジコン公園の看板も薄れて見づらくなっている。ふだんはチェーンでバリケードが張られている。管理しにくいからそういうふうな形になっているのでしょうか。みんなから利用してもらおうというのがやはり公園だと思うし、建てたときはたしかラジコンの大会なんかも開くというようなことが目的にあったということを聞いておりますが、そういうふうなことも一切なくなったということであれば、できれば、1人、2人も町民ですが、やはり利用者が少ないところは別なものに転用する、そういうふうな形は考えられませんか。

○建設課長（齋藤 優君）

ラジコン公園について利用者が少ないということで、別な利用方法がないかというふうなことでございますが、まず令和4年度の延べの利用者数が163人ということになってございます。その内訳が、町民の方が56人、あと町外の方が107人ということで、三戸町の方よりも町外から多くの方がいらっしゃって、楽しんでいただいているというような状況でございます。

今現在の管理につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいて、草刈りとか、そういったものをしていただいている現状でございます。利用者が多い少ないというのは、どの辺を基準にということもあるのかも分かりませんが、

町外の方が多く利用されているということ、あと公園の維持管理に関しましては、まずラジコンのコースとか、そういったものの傷み、損傷が激しくなって、もうラジコンを楽しむことができないというような状況が見えたときには、その辺の管理のことは、そのうち考えていかなければいけないのかなと考えてございます。

以上です。

○2番（小笠原 君男君）

今ラジコン公園の人数を延べ人数でお聞きしましたけれども、実際の利用者というのはそう多くないのではないかなと思います。何回も私も通って、いるのかいないのか、あの辺通るときは必ず寄って見ているのですけれども、ほとんどいつ遊んでいるのかなというふうにしかならないのです。先ほども言いましたけれども、残念ながらその何名かの方のために維持していくというのも、町としてはやはり考えていくべきではないかなというふうに思います。以前あそこを造成したときのように、ラジコンの大会を呼んでくるというのを前提に残すというのであれば話は分かりますが、建設課でそういうことができますか。

○建設課長（齋藤 優君）

ラジコン公園を活用したイベントを建設課としてできないかというようなご質問でございますが、まずラジコン公園を利用して楽しんでいらっしゃる愛好家の方がその大会を開きたいとか、そういったもののご相談とかがありましたら、その際には相談に乗っていききたいと考えてございます。

○2番（小笠原 君男君）

分かりました。相談がなければそのままということですよ。やはりそれでは話にならないのではないかなというふうに思います。先ほども言いましたけれども、事情を話して、やはり少ない人数の方々には、利用者が少ないので閉園するとか、そういうのも決断するのも町ではないのでしょうか。利用していただいているうちは営業はしたいというのは分かりますけれども、ふだんはほとんどそういう閉め切った状態で、何人がいつ遊んでいるか分かりませんけれども、そういうふうなのを管理していくというのも、私は考えものだなというふうに思います。できれば、追及はしませんが、そういったものも建設課だけで考えるでなく、課長会議とか、そういうのもあるのでしょうかけれども、そういうところで提案しながら、やはり改善していくべきではないかなというふうに思います。まず、それはそれでいいです。建設課では、呼び込むための大会は開かないということが分かりましたので、何とも言い難いのですけれども。

あと、そのほかの町なかの公園、小さい公園とかは、ポケット公園なんかは小さい子供連れさんが休憩したり、11ぴきのねこの石像を見たり、ほほ笑ましいなど、そういうふうなこともありまして、ああいう町の中に小さい公園がぽつんとあっても、それはある意味いい環境だなというふうに思いますし、そういうふうな部分も、来た観光客がここにもあるのかというようなことを三戸町でやっているということを教えてから見て、喜んでいってもらえればいいなというふうに思いますので、ああいう部分は私もいいと思います。

本当は、町なかももっと別なところにぽつぽつとあっても結構面白いのではないかなというふうに思っていますけれども、それをやるまでの土地もないと思いますので、その辺はまず今後考えていっていただきたいなというふうに思います。以前は、町営

住宅の中にも公園なんかがあったはずなのですが、遊具なんか撤去した後は、今現在はどういうふうになっているのでしょうか。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

町営住宅の中にある遊具については、住民福祉課が管理をしております。建設当時は子供もいて、遊んでいたということもあったかもしれませんが、現在はなかなか使われていないというのが現状でございますので、安全性とかを確認しながら年次計画を立てて、整備、撤去なりしていくというふうな方向でいきたいと考えてございます。

○2番（小笠原 君男君）

少子化という形の現状ですから、公園が幾つあっても遊ぶ子供がいないというのがこれから年々また増えてくる、そういうふうな形だと思います。

あと、それらを撤去なんかした後に何かをするという計画はございますか。

○住民福祉課長（貝守 世光君）

お答えをいたします。

まず、建設課等とも協議をしながら撤去をするということになるかと思いますが、その後はそういった広場として利用いただくというような形になっていこうかと思えます。

○2番（小笠原 君男君）

そういうところがまた空き地という形になるわけです。やはり町がそういうふうな空き地、元は公園だったところなんかを空き地という形で管理していくのもどうかかと、最終的には考えます。空き地とか、そういうふうなことの有効利用としても、やっぱり進めていくべきではないかなというふうに思っております。

あと、住宅地の跡の公園なんかは月ぎめの駐車場で貸し出すとか、そういうふうな形というのは取れないものですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

空き地、町有地の空いている土地を駐車場に貸せないかということでございます。

まずその前に、私の先ほどの発言で修正ございましたので、お知らせをさせていただきます。公園の管理費3,790万7,000円、これの中に修繕費は入っていないということでご答弁したのですが、入っているということで修正をさせていただきたいと思えます。失礼いたしました。

それで、町有地を駐車場として貸せないかということでございます。冒頭町長のほうから答弁ありましたが、財産の区分は普通財産と行政財産がございます。普通財産であれば、行政目的がない空き地のことを指します。普通財産にあつては、自由に貸出し等々をすることができます。これに対して、行政財産については、行政目的を妨げない範囲で貸出しをすることができるというふうに定められておりますので、現状がどういうふうになっているかという状況により判断ということになりますので、一概に貸す、貸さないということはこの場では、どの財産のことかということもありますので、そういった部分についてはちょっと、行政財産はそういう制約がありますということでご答弁を申し上げます。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

私の聞き方が悪かったと、そうは反省しますが、やはり空き地として残して町で管理するより、だったら幾らかでもそういう利益になるようなことを考えてもいいのではないかなと思ったので、そういうふうな話をさせていただきました。

あと、ふれあい公園と沖中児童公園なのですけれども、まずここ何年かは猛暑というのがございまして、夏でもほとんど日中は子供たちもなかなか見なくなったような状態でございます。それは、日当たりがよ過ぎるというのが一つ原因ではないかなというふうに思っております。憩う場というのが公園だとしたら、三十五、六度以上の日が毎日続いたわけですから、憩えなくなっています。猫のバスなんかも扉を開けていますけれども、中に入っても蒸し風呂状態だというのがありまして、そこに子供が入ってというのなかなかやはり今の現状では無理ではないかなと。それと、高齢者の方々が憩うということになれば、やはりもうちょっと涼しい屋根のかかった場所がなければ、公園の利用も進まない、そういうふうに考えております。

以前、千葉議員があずまやなんか造れないかというふうな話もされてはありましたけれども、こう暑くなってくればやはりそれ相応の手だても必要ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ふれあい公園の日差しが、この猛暑日に当たって日陰が必要ではないかというご質問であろうかと思えます。

まず、ご承知おきいただきたいのが、ラッピングバスにつきましては、熱中症アラートが発令されているようなときには使用できないように施錠をさせていただきますので、その中で取り残されて倒れたと、発見されなかったということがないように、そのような発令がされたときには施錠して、利用できないようにさせていただきます。特に最近の猛暑日となりますと、外出禁止だとか、外での運動は禁止というふうなこともございますので、猛暑日に集めるということよりは、涼しい屋内で涼んでいただくというふうなことの対策のほうが必要ではないかということで、町のほうでは涼しい場所を用意して、どうぞご利用くださいというふうな取組もさせていただきますので、そちらをご利用いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（小笠原 君男君）

涼しい場所を提供していただければ、そのほうがいいのですけれども、公園の利用ということから考えると、それではまた三十何度が1か月以上も続くということになれば、公園の利用というのはますますなくなってくるわけです。それがいいのか悪いのか、何とも言えませんけれども、やはり最終的に公園の利用というのも考えますと、公園にもそういう涼める場所があってもいいのではないかなというふうに考えます。

それと、やはり高齢者の方々になりますと散歩コース、そういうふうなところにそういう涼む場所があれば一番いいのではないかなというふうに思います。それは、ジョイワークだったり、公民館だったり、クーラーの効いたところに入って休みながら行けばいいのでしょうか。涼んでいる方々を見かけましたが、お知らせはしてもなかなかそういう形で涼んでいる方々はいないと思います。まず、公共の場所ではあ

りますけれども、そういう散歩の通り道だったりというところをできれば改善していただきたいと思いますというふうに考えます。

あと、こういう天気、天候というか、暑い日が続くと、なかなかふれあい公園なんかは利用できないというのは分かりますけれども、以前は、副町長がまだ職員時代でしたか、なんだっきゃ祭りとかというのが当初、自分が職員有志で集めて始めたということもありました。そういうのがきっかけで、何年かやはり大盛り上がりで、焼肉をやったり、生ビールを飲んだりということで、コロナになるはるか前の話なのですけれども、そういうことでやはりふれあい公園が結構人がざわざわするぐらい集まったというのも記憶にございます。そういうようなイベントなんかも、今はコロナで3年間閉じ込められた町民の方々の気持ちというのが、どこかでやはり町を挙げて、そういうふうなお祭りみたいな形でやってあげるのも必要ではないかなというふうに思いますので、ただただふれあい公園をそういうふうな形で置くより、だったら集める形のイベントなんかも考えていただきたいと思いますというふうに思います。無償でというふうなことはなかなかできないと思いますけれども、以前は子供たちのスポーツ大会なんかもやりながら、反省会をなんだっきゃ祭りの中で親御さんたちとビールとか、焼肉とか、そういうふうな形でやりましたし、前はポケモンの制作者が三戸町出身の方もあったはずでしたが、そういう方も呼んで、たしかイベントなんかもやったはずなのです。

最近では、じり貧の三戸町を見て寂しい気持ちがいっぱいなのです。コロナということもあったのですけれども、実際祭りの山車もだんだん少なくなっている。本来は、町民の方々もやはりお祭りというのは期待してというか、喜んで参加して、今までも来たのではないかなというふうに思っているのですけれども、作る山車組の方々も力がなくなったとか、衰えてきたのかも分かりませんが、できれば町のほうでもそういう主導した形のイベントなんかを開いてやっていただけないかなというふうに思いますが、何かそれについてはいい案というのはございませんか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま小笠原議員から昔を懐かしむ、その思いといいますか、その辺のところは聞いていて非常に胸が痛いなというふうに感じております。なんだっきゃ祭りの最後のあたりも、あれば平成十何年、20年になったかな、どうかなぐらいのあたりが多分最後だったのではないかなと思うのですが、あのあたりも最後のあたりは物すごい猛暑で、あの日も暑かったなというふうな気がしております。今その時代よりも10年間の平均気温で0.4度、日本は暖かくなったと、そういうふうに言われています。10年間で0.4度というのは、このペースは、例えば100年の見方でいくと4度上がるという、それぐらい気候の変動の中に今、日本はあるという認識でございます。

日本には、春夏秋冬という季節が、四季がはっきりしているというのが日本としてのセールスバリューだったというふうに思うのですが、最近春と秋がとても短くなって、そのうち夏と冬だけになるのではないかなとか、あとちょっと温帯というものが亜熱帯に変わってきたなというふうな感じがします。雨の降り方についても、やはりそういう傾向があるような感じがしております。

そういった中で、外出をした中でのイベント等になると、やはりそういった亜熱帯地域の捉え方とか、そういうものを我々としても考えていかなければならないのだろうと、そういうふうに思います。となれば、日が盛んに上がったお昼近辺の行事とかというよりも、若干夕方になるような、そういった企画であるとか、そういったほうに考えを持っていくことも大事なのではないかなというふうに考えておりますけれども、

ども、まずは目下の現状をどういうふうにしていくか、改善していけるかという部分については、小笠原議員とともに様々意見を交わしながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

○2番（小笠原 君男君）

せっかく造った公園ですから、空き地化しないような形というか、空き地ではないのですけれども、できれば皆さんから利用していただく方法を何とか考えていただいて、運営していただきたいというふうに考えております。結局やらなくても草刈りとか、そういう維持管理はどうしてもついてくるわけですから、何かをやって、やっぱり人を呼び寄せる、そういう方策も必要ではないかなというふうに思います。

あと次、学校跡地等の利用開発につきましてお伺いしますが、冒頭でも町長のほうからはいろいろな、目時小はNPOに貸した、豊川小学校は近くの運送会社が利用している、そういうふうなこともございます。私も最後は、斗内小学校ですか、地元の方が草刈りなんかをしてやってくれていたというのは記憶にあったのですが、なかなか何に向けてやっていくのかということもさっぱり計画が上がってこないということがございまして、今回公園と併せての質問という形にさせていただいたのですが、先ほども言いました中学校跡地なんかは大変見苦しいと思います。行ってみれば誰でもそうだと思います。おいそれと砂を平らにならせないのかもしれませんが、草も結構高い山になっています。草刈りなんていうのも難しいかもしれませんが、結局は放置した結果だと思うのです。それは、やはり町でも反省するべき点ではないかなと思います。やっぱり何も利用できないのであれば、チョウセイイケというのを聞いたことがありますか。どなたでもいいです。

○総務課長（武士沢 忠正君）

チョウセイチ、池と書いて「ち」と読む、河川の脇に要は水を蓄えて、氾濫する際に水の量を調整するというようなイメージだと思います。三戸中学校の跡地については、草がぼうぼうということでございましたけれども、今後適正な管理、草刈り等々はやっていこうかなと思っています。

ただ、付近の住民の方から砂ぼこり舞ってくるという苦情もありまして、なるべくだったら草があったほうが砂は飛びませんので、だからといって草ぼうぼうというのも当然のことながら、放置しているという状況にもなりますので、そういったところもうまい具合に調整しながら管理はしていきたいなと思っています。

以上です。

○2番（小笠原 君男君）

総務課長からはうまい言い訳を聞きましたけれども、やはり結局は放置しているという状態なわけです。それであれば、さっきも言いましたとおり調整池ですか、そういうふうな形で土手をもっと土で盛って、災害の氾濫を防ぐような形の池というふうな形で造ってもいいのではないかなというふうに私は考えました。ちょうど関根川の橋の下のほうがどうしても氾濫する危険地域、最近でも大雨が降るとすぐ消防なんかも出動するような状態でございますし、それを考えれば、そこよりはちょっと上のほうですから、調整池というふうな形で、あそこであれば3町歩ぐらいあるということを知っていましたが、そこに氾濫しそうなときに水を引き込めば、幾らかでも足しになるのではないかなというふうに、私は安易には考えたのですけれども、そういう方法も、ただああいうふうにはやっておくよりは、だったらやってみるべきではないかな

というふうに考えます。やってくださいとは言いませんけれども、利用する計画がこれから何年たっても案が出てこないというのであれば、それも一つではないかなというふうに思いますので、今後計画する際は一つの手だてとして、案として持っていたきたいなというふうに思います。1つだけでは、調整池は、やはり熊原川の氾濫を抑えることはできませんけれども、その前にはまず斗内地域の川も氾濫するので、多分あっちの田んぼなんか結構水増しという状態になるとは思いますが、やはり住宅地のほうがそれよりもまた大事だと思いますので、そういう形の方法も一つではないかなというふうに思いますので、何とか考えていっていただきたいと思います。

あと、これは町民等の交流会で蛇沼の方が来て話ししたのですけれども、蛇沼小学校にまだ校舎が少し残っていると。危ないので片づけてもらえないかなというふうな意見もございました。そういうふうなところも、やはり今後やっていかなければならないのではないかなと思います。あそこはやはりドクターヘリの発着所にも指定されているということで、それなりの利用価値はあると思いますが、古くなった校舎の撤去というの、やはり地元のためにはやってあげなければならないのではないかなというふうに思いますので、その辺も何とかできれば、ちょっとお考えをお願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

調整池については、まず専門的な知識が必要だと思いますので、どういった地形であったりとか、どういった水の流し方とか、様々あると思いますので、専門的な見地から担当を通じて、ちょっと検討していきたいと思います。

あと、蛇沼小学校の校舎については、ちょうど裏山が土砂災害の警戒区域になっております。校舎がせき止めするような感じで建ってしまっていて、そういった防波堤みたいな感じの使い方もあるのかなとは思っていましたが、ただ現況が崩れかかっているとか、見た目が悪いとかなると、近くにお住まいの方もなかなか安心して過ごすことができないという可能性もありますので、現地を確認させていただいて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○2番（小笠原 君男君）

北小の辺りは、そういう危険地帯ということなのであれば、私は北小の校庭辺りを造成して宅地として分譲したらいいのではないかなというふうに今回話そうかなと思ったのですけれども、そこがまず危険だということであれば、そういう状態で今のままでやっていくしかないのか、何とも言えませんけれども、残骸というか、そういう廃校の跡を、プールとかもまだ残っている状態というのは、どうしても景観的にはいいことではないのではないかなというふうに思いますので、やはり撤去の計画とかそういうのもある程度進めていったらどうかなというふうに思いますので、まず今後何かの機会に計画していただきたいと思います。

あと、できれば学校の跡地なんかはそういうふうに、隣の小学校なんかは売出し希望があるというようなことはありますけれども、まだまだ買手がつかないのであれば、もっと別な方法、例えばドッグランとか、そういうふうなペットのブームというのもありまして、どこか何とかそういうふうな運営してもいいという方々があれば、そういうところに貸出しもできるのではないかなというふうに思いますので、別な方法でも、ホームページなりで載せていただければいいのではないかなと思います。

なかなか思ったようには進まないとは思いますが、私は最後にどうしても公園の管理、そういった町有地の管理というのは、どこかで一括で管理していったほうがやは

り効率的、合理的ではないかなというふうに思いますので、今後何かの機会に計画するなり、やっていってもらえないかなというふうに思います。そうすることで、草刈りなんかも横のつながりというのが、計画的に草刈りも進んでいくと思いますし、公園の管理も進んでいくのではないかなというふうに思います。

あと最後に、公園のことでちょっと関連があるので1つ、城山公園の小動物園がありますが、SNSでお子さん連れの方は小さいウサギとか鶏とか見れてよかったということが上がっているのも結構見たことありますけれども、あそこに何十頭もいた鹿が、今雄2頭だけです。あれをどうするのかというのが一番やっぱり思います。増やすのか、なくするのか、せっかくいたのをそのまま自然死させるのか、どうしてもやはりそういう生き物を扱っている公園ですから、増やすなら増やす、もうやらないなら動物園に委託して預けてもらうとか、そういうふうな計画はないのでしょうか。あまり2頭がその辺だけでかわいそうだなというのが一番、生き物を飼っている人間としてはそう思ったので質問します。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

鹿園の今後についてのご質問でございます。

城山公園のニホンジカは、昭和42年に金華山のほうから導入されたものとなってございまして、議員おっしゃるとおり現在城山公園のニホンジカが雄のみ、2頭となっております。調べてみますと、鹿の寿命というのが雄ですと10年から12年と言われておりまして、公園内で飼育されていますと、それよりも数年長いというふうなことが言われているようです。では、いつ鹿が生まれたのかという詳細な記録はちょっと残っていませんけれども、頭数が確認できる平成22年度からは頭数が増えることなく、年々減ってきておりましたので、少なくとも平成22年当時に生まれたとすれば、もうそれから十二、三年経過していることとなります。現在頭数を増やしていくということは難しいですので、現状のまま最後までお世話のほうをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○2番（小笠原 君男君）

自然死を待つということが返答だなというふうに思います。やはり生き物を飼っている、私は牛を飼っているのですけれども、どうしてもやっぱり繁殖させたいというのが一番の根本にはあるのですけれども、20頭、30頭までいかなくても、親子で小さい鹿を見られたら、もっと子供は喜ぶのではないかなというのは根本にあったものですから、そういう質問をさせていただきました。これからもやっていく、増やすつもりがないのであれば、それは仕方ないのですけれども、自然死を待つより、だったらできれば鹿を置いている動物園なんかに取り取ってもらったほうが、逆に鹿としてはいいのではないかなというふうに思いますので、その辺はご検討願います。

いろいろ質問しましたが、今回はここで私の一般質問は終わらせていただきたいと思います。やはりできるだけ公園の管理とかそういうのは現場主義というか、そういう部署が絶対的に必要ではないかなと思います。これからは、先ほども町長が言いました杉沢小学校も杉沢で利用しなくなってくれば、もっと町で管理しなければならぬ。言いたくはないのですけれども、近い将来は斗川小学校もそういう状態になってくるであろうというふうに思います。そういうことを考えれば、やはり新しく高齢者施設を運営する方々だったり、早めに見つけるなりして維持をしてもらっていく、そういう形をやっぱり取っていただきたい。そうでなければ、三中跡地のようでああ

いうジャングル的な形で、やはり町の財産がそのまま放置されるというのは、町の人もあまりいい気分がしないと思いますので、できるだけそういうことを考えて、今後でも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

（午後 2時36分）

休 憩

（午後 2時46分）

< 7番 栗谷川 柳子議員 >

1. 熱中症予防対策の現況と今後について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告に従い、一般質問をいたします。3項目です。

1項目め、熱中症予防対策の現況と今後について。今年の夏は特に暑く、青森県にも10日を超える熱中症警戒アラートが発令され、8月5日には三戸町で8月の観測史上最高の37.4度を記録、8月下旬になっても厳しい暑さが続きました。消防庁のまとめでは、7月だけでも熱中症の疑いで救急搬送された人が速報値で325人に上り、統計を取り始めた2008年以降、1か月の搬送者数として最も多いと発表がありました。三戸町においても、消防署に確認したところ、9月1日時点の速報値で7月は9名、8月10名、計19名、この19名というのは、昨年約2倍だということでお話しされていまして。うち、半数を超える10名が65歳以上の高齢者だったとのことでした。

来夏までに全面施行される改正気候変動適応法では、自治体にクーリングシェルターなどの指定暑熱避難施設を事前指定するよう促しています。三戸町では、熱中症予防対策として、冷房設備のある公共施設の開放や熱中症予防のための啓発、注意喚起を図っています。町長も先日、三戸町はやはり青森県内で最も暑い町だということをお話ししておりました。今後も毎夏熱中症から住民の命と健康を守るために、県内で最も暑い町、三戸町として、県内市町村の模範となるような対策を期待します。現況と今後についてのお考えをお示してください。

1点目、町民の熱中症予防対策のために、町は冷房設備のある公共施設を開放しています。クーリングシェルターとしての各施設の今夏の利用状況、周知方法、利用者の声、来夏に向けた課題と方向性はあるか。

2点目、前回の議会において、自宅に冷房設備がなく、熱中症予防対策のために開放している近くの公共施設に行くこともできない高齢者や乳幼児のいる家庭に対して、町に冷房機器の新規購入を補助できないか質問しましたが、連日の猛暑を受け、

改めて検討できませんか。

3点目、避難所になっている施設の冷房環境、これは避難時の熱中症予防の観点で万全でしょうか。

お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、熱中症予防対策の現況と今後についてでございます。初めに、熱中症予防対策として、冷房施設をご利用になられている状況については、一般の施設利用者の方と特段の区別をしているものではないため、具体的な数値としての把握はしてございません。しかしながら、役場の玄関などの場所で腰をかけてお休みになっておられる方は、数名程度いらっしゃることを確認しております。また、直接ではありませんが、利用に当たってのご意見などをお伺いしておりますので、多数ではなくても、一定数の方からご利用をいただいているものと考えております。

次に、冷房施設開放の周知につきましては、各家庭への町内回覧や三戸町公式ラインでの配信、広報さんのへ7月号への掲載、青森朝日放送チャンネルのdボタン広報などのほか、気温が高くなり、熱中症の危険が予想される日の朝7時にほっとスルメールの配信をするなどにより、対応しているところであります。

次に、利用者の声につきましては、直接的にご利用者本人からはお伺いしている状況にはございませんが、間接的には場所の案内方法、スペースの確保など、改善の声をお伺いしているところであります。また、今後についてであります。町外から一時的においでになった方への利用周知や、冷房が利用できる公共施設の拡大などが課題と捉えているところであります。これらの対処といたしまして、利用周知に当たっては、対象者を考慮した周知の検討をするほか、来年度対象施設の拡大ができないかなどについて検討を進めてまいります。

次に、2点目の冷房機器の新規購入に対する補助についてであります。近年の異常気象により、連日全国各地で猛暑日が観測され、熱中症による健康被害が数多く報告されております。熱中症は屋外だけではなく、室内でも発症することがあり、命に関わる場合もあることから、適切な予防対策が重要であるとされております。高齢者に限らず、自宅でのエアコンの適切な利用が熱中症予防対策として重要である一方、家庭用エアコンは日常生活に必要な生活必需品であり、基本的には家計のやりくりの中で計画的に備えていただくべきものと認識しております。

しかしながら、熱中症患者の約半数が65歳以上の高齢者と言われており、高齢者の健康と安全を確保する観点から、自宅に冷房設備がない低所得の高齢者世帯に対する冷房機器の購入及び設置費用の一部助成について、他の自治体の取組事例を調査するとともに、実現に向けて課題を整理するなど、検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の避難所の冷房環境についてであります。これまで対象地域を限定した避難情報を発令した際においては、アップルドーム内の和室やジョイワーク三戸のホールなど、冷房のある部屋を利用してきております。一方で、全町広域的な避難情報を発令する巨大地震や多発的に発生する土砂災害などの場合は、避難時に冷房環境が整った空間が不足することも想定されるところであります。このような大規模災害の場合における暑さ対策としては、エアコン、扇風機等のレンタルや氷柱、氷の購入などを想定しているほか、各企業との間で締結している災害協定などを通じた支援をいただきながら対処することとしております。

○7番（栗谷川 柳子君）

おおむね今夏の利用状況、周知方法、利用者の声等々からの課題というか、それは把握されているということで了解しました。やはりこの件につきましては、私どももかなりの反響、反応が町民の方からありまして、その中でも私だけではなくて、多くの議員それぞれに声が皆さんから届いていたということで、少し話し合いを持った経緯もあります。

ご意見として多かったのが、やはり町なか、どうしても中心部に集中しているよねということ、避難というか、クーリングシェルターがどうしても中心部にばかりあるよねということで、中心部まで行けないという声にはどのような対策をするのかということ。中心部までコミュニティバス等を使って来てほしいということだとは思いますが、そうではなくて開放する施設を中心部だけではなくて地域、地域に、例えば避難所に指定されている施設を開放することはできませんか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。

中心部、現在は役場の庁舎、あと図書館、あとふくじゅそうの3か所で今年度は対応したということでございます。どちらの施設も町内の中心街にあります。各地区については、それぞれまだアナウンスのほうはしていない状況となっております。

今回、来年度に向けて検討しているという町長の答弁もございまして、その中で猿辺地区、斗川地区の公共施設通といえは支所になりますけれども、こちらのほうが避難所の指定にもなっております。こういう関係から取付けのほう、整備のほうができないかということで、まだ事務レベルではございますけれども、財政のほうと協議をしております。これ以外にあっても、例えば大舌地区ですとか、もっと奥のほうの杉沢のほうもそうなのですが、避難所になっている施設で、財源のほうを何とか見つけて、やれるものがあればやりましょうかというような、今進捗ということになってございます。まだ確定ではございませんので、検討中という段階でございますが。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

それについては検討中ということで、了解しました。

あと多かったのが、知らなかったという声が非常に多くて、私どもとしてもそういう施設を開放しているので行けばいいよ、行けばいいよという案内をするのですが、そんなのあったのかと、知らなかったという声が意外と非常に多かったという印象です。広報回覧、ラインで周知したということでしたが、昨年6月の第503回での答弁では、周知方法について町ホームページ、SNSでの周知を予定しておりますとの答弁をいただいておりますが、私のほうでは見つけられませんでした。ホームページとSNS、三戸町の公式SNSというと、ツイッターとインスタグラムだと思うのですが、その中では見つけられなかったのですが、この答弁のとおり予定していたのだとすると、どういったSNSで周知を図ったのでしょうか。また、SNSでは投稿しなかったというのであれば、何かできない、やっつけられない理由があったのでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午後 3時01分)

休 憩

(午後 3時11分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

大変失礼をいたしました。令和4年6月の第503回の発言の内容ということでございますが、周知の方法ということで、広報さんのへや町内回覧、町ホームページ、SNSによる周知を予定しておりますという発言でございます。この際、周知を実際にやったのは広報さんのへと町内回覧ということになってございます。町ホームページとSNSについては現在確認中でございますので、それを後ほどお知らせしたいと思います。これに対して、今年度、令和5年の6月における周知ということでございますが、こちらはラインのほうの周知をしております。このほかは、広報さんのへと回覧板をやっているという状況でございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

これは、今のはSNSで発信したかどうかの確認作業をされているということですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

昨年6月に行った周知の方法について、ホームページとSNSに掲載をしているかというのを調査しております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

今暫時休憩中にこちらのほうでも確認いたしましたところ、防災さんのへのほうでは2回ほどアナウンスをしているとのことでした。広報さんのへの7月号と防災さんのへのほうでは周知されているという確認が取れております。私としましては、広報さんのへ7月号だけではなくて、8月号でもしていただきたいなというふうに思っております。方法を1つ、2つだけではなくて、7月の広報さんのへで載せた熱中症予防対策についての案内のところは、こういったピンク色の案内が載ったと思うのですけれども、ここには、最悪の場合には死に至る疾患ですというふうに案内を三戸町としては捉えている。それだけ重要な事項だというふうに捉えていると、私は三戸町の捉え方は非常に重要なことだと捉えているなと思っております。それをせっかくSNS、Instagramも、Twitterも、ホームページも持ち合わせているのに、それが掲載されていなかったということが、役場の庁内で重要事項だということ共有されていないのではないかとこのように感じて非常に残念に思った次第ですが、その点何かコメントございますでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

周知の方法については、対応がまだ始めたばかりというのもあります。これからは、皆様のご意見を聞いて、真摯に対応していきたいと思えます。ご意見ございましたら、お伺いをしてまいりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

SNSの発信についてちょっと補足をさせていただきますと、今現在町で行っているものがX、旧ツイッターとインスタ、ラインがございまして、主にXとインスタというのは、イベントとか自治ネタ等を文字の制限があるために発信してございます。こちらは、県外とか町外の方向けの、こういうようなイベントがあるよというお知らせをしているものでございます。逆にラインのほうは、情報量が多く掲載できるということで、町内向けということで、回覧の内容のチラシ等もできるようにしているところで、ここでちょっと区別のほうはつけているものでした。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

そういうことではないのではないですかと思えますのだけれども、住民の命と健康を守るためにいろんな方法を使って知らせる内容だと、それくらい私は重要なことなのではないかなと思えますけれども、そこに字数の制限がありますとか、そういう使い分けのルールみたいなものがあるのではということ……では、広報と回覧とラインで載せるのは回覧のことですよね。回覧をそのまま画像で載せているものだと思うのですけれども、そこまでツイッターの使い道、用途というのは厳格に守っているもののですか。県外の方を対象にとおっしゃいますけれども、町内の方もフォローしていて、見ている方たくさんいます。そういった方々が、異例の内容かもしれないですけれども、すごく大事なことなので、そういったことをフォローしている方々がおじいちゃん、おばあちゃんとか、そういった方々にも涼みどころがあるよだから乗せていくよとか、そういったことにも広がっていくのではないですか。ありとあらゆる方法を使って、周知しても構わない案件、それほど大事なことだと私は思うのですが、いかがなのでしょう。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのご質問でございます。

確かに今年の夏に限っては、真夏日が非常に長く続いております。町内どこに行っても暑いんです。エアコンがない人であれば、どこにいても暑いと。体調に異変を来す方もいらっしゃると思えます。そういったところで、自己管理だというのは大変失礼な話でありますし、人の命がなくなるか、なくなるかという観点からは、幾らかでも行政のほうの手助けをしてやる必要があるのではないかなと思っております。周知のほうについても、去年から始めておまして、今年2回目でございます。どういった点で、どうやっていくかというところについては、各課のほうの共有がされていないのは事実でございます。まち課はまち課のほうでの情報共有でありますし、総務課は総務課で防災さんのへでの周知ということになりますので、今後についてはこちらのほうで抜けのないように、なるべく多くの町民の皆さんに情報を届けて、冷房を使っている施設等々をご利用いただくように十分周知してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

これは、考えている余裕があったとかないとか、そういうことではなくて、町長の危機管理、住民をどれだけ守ろうかと考える必要もないほど、とにかく一丸となって、各関係の課が連携して、すぐに相談して、どういう対策を取れるか、どうやって皆さんに知らせるか、どんな方法を使ってもいいから早く知らせようという指示があってよかったことなのではないでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま栗谷川議員から、町からの情報の出し方についてのご指摘をいただいているところでございます。私のほうとしても、町民の安全を守るための避難所といたしますか、涼みどころのことについては、率先して進めているつもりではございます。ただ、そういった情報の出し方のところについて課題があったということは、議員ご指摘のとおりでありますので、その点も踏まえて今後しっかりと対応してまいりたいと、そのように考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。高齢者の訪問等々されている保健師たちもきっと驚くほどの環境で高齢者の方々がおひとり暮らしされているとか、そういったことも把握されて、胸を痛めている方も多かったのではないかと思います。そういったことをSNSの担当課なのか、総務なのか、そういったところでやはり横の連携をして、とにかく一人も熱中症で命を落とすことのないよう連携して、来夏からしっかりとやっていただき、ありとあらゆる方法を使って、町民を守っていただきたいと思います。

その一つとして、令和3年9月のときにも周知方法について、町内放送をお隣の町では一生懸命やられているので、涼める場所、公共施設というのを具体的にアナウンスしているお隣の町がありますよということでお話をして、その際の答弁でも、町内放送を利用してもいいのかなというところでは考えておりますと答弁頂戴しておりました。その後検討して、何か、実際は今年も放送では施設の案内等しておられませんでしたがけれども、検討した上で放送はできないよという理由があったのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

放送による周知の方法ということでございます。現在三戸町で放送により周知している内容については、町内の防災無線放送で1日に1回、朝の7時、注意喚起の放送をしております。こちらの放送の内容には、場所等の放送は含まれておりません。放送する際のルールにつきましては、環境省の暑さ指数というのがございまして、こちらが31を超えると予報される日の朝の7時に放送をかけてございます。場所を含めた放送ということについては、放送時間が長くなるということもあって、そこをどうしようかというところで内部の検討はしております。あまりにも長過ぎると、2分、3分という放送になると、聞くほうも散漫になるということもありますので、簡潔にした場合にどれくらいまで縮めて放送ができるかということについては、来年に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

確かに放送する日、アラートが発令されて放送する日とない日とか、混乱するかもしれない私も思いましたが、そういったことを分かりやすくするためにも、例えば

ですけれども、何月何日から何月何日はどここの施設を開放しておきますので、いつでも涼みに来てくださいというふうに、本当はできれば一番シンプルで分かりやすくしていいのかなというふうに個人的には思います。

もう一点、開放して下さっている施設に行っても、どこでどう過ごせばいいのかわからなかった、分かりづらかったとか、いづらかったという声もかなり届いております。分かりやすさ、過ごしやすさへの対策というのは、何か今の時点で考えなければなというふうに感じているのか、感じていないのか、お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

場所の居住環境ということでございます。役場にも今年の夏、コーナーを設けた、一応そういう貼り紙をしておりました。ただ、実際のところ間仕切りがないとか、あと掲示するポスターが分かりづらいつかというご意見がありまして、先々週くらいから役場の庁舎の1階のコーナーを設けました。つい立てを置いて、すだれをかけて、ポスターも目線を追っていくとその場所に行くような掲示の仕方というので、工夫をしてみました。役場庁舎であればテレビがありますので、テレビもそのコーナーで見ることができるというようなレイアウトに変えてみました。誰が来てもすぐ分かって、すぐ使えるようにという意味でございます。

あとは、目隠しの意味で、職員からは見えないように、職員のほうと目が合うと、いづらいつかと思われる方もたくさんいると思いますので、そういったところの配慮もしまして、コーナーをつくってみました。役場はそういう環境はできるのですが、ほかの例えばふくじゅそうですとか、図書館ですとかとなると、利用者の方との兼ね合いが出てきますので、この辺は現地調整しながらということにはなろうかと思えますけれども、ちょっとその辺改善をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

恐らくたくさん総務のところにもいろんな声が集まってきて、それをすぐに形にしてくださったのかなと思います。

やはり住民の皆さん、かなりニュースですとか新聞とか見ていらっしやって、ほかのまちの涼みどころですとか、そういったのがニュースとかで出ると、皆さんそういう情報にはたけていて、いろんなお話を寄せてくださるのですが、要は熱中症予防対策という目的ですので、10分、20分ちょっとベンチに座って涼むというイメージではなくて、日中家を出て、午前中から夕方までゆっくりと避難するようなイメージで設置してほしいという、要約するとそういう声になるのですけれども、そういった10分、20分ちょっとベンチに座って休むというのではない、本当に避難所のような感じで設置していただけないかという声に対しては、どのように対策していただけるでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

今回の特に真夏日が非常に長かった三戸町におきましては、今栗谷川議員がおっしゃるように、そういったケースも想定があればよかったのだろうなというふうに思います。基本的には、自由に休んでくださいという前提でおりましたので、その部分については、細かなそういったこういうケースはというのは、現場の入ってきた方々の対応に合わせるという、そういうことで考えておりました。でありますので、なかなか利用しづらかったというお話をされると、私どもも非常に心が痛いような感じが

いたしております。

しかし、やはり長時間利用をしようという場合であれば、ではどういうふうに声をかけていったらいいのかというのは、これは利用する側の視点で考えれば当然のことだと思いますので、現段階では、今こういうふうなことでということは講じてはおりませんので、今後に向けてそういった部分も検討してまいりたいと、そのように考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

目立った動きをされているところでいえば、むつ市は大きく様々クーリングシェルターについて取り上げられていて、むつ市だと分かりやすく日にちを決めて、8月7日から9月30日まで期間限定のクーリングシアターを開設し、図書館所蔵の映画DVDを上映しています。といったような動きをしているようなのですが、三戸町、そこまでとは言わなくても、ごろごろとリラックスして過ごせる環境を用意してもらえたら、住民の方は行きやすい、利用しやすいという、身を守る行為を取れるのではないかなというふうに思いましたので、今年利用された方々の声というのを非常に参考にして、来年の夏には、やはり県内で一番暑いまち、三戸町がほかの市町村の模範になれるようなクーリングシェルターを用意して、町民の方に使っていただける環境をつくっていただきたいというふうに思います。それには、やはり町長の、役場の中でとにかく熱中症から住民の命、健康を守るのだという横のつながりでの連携というのを強化して、しっかりと取り組んでほしいという指示を出して、一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

そして、避難所としてのアップドームの利用なのですが、これはやはりエアコンが和室のほうにしかないということで、アリーナのところにはもちろん冷房がなくて、和室のところでの避難時の収容というふうになると、かなり収容できる人数というのが限られてくるという質問を以前にして、その際には小学校とか中学校の校舎、教室もエアコンが効いているので、使うことができますという答弁をいただいております。

そのほかに私としては、今回エピソードが1つあって、中心部から離れたエリアの集会所、町内会館というところが、コロナのときにエアコンを設置する補助というか、助成があったのだけれども、その際にはちょっと負担金が足りなくて設置できなかったもので、あのとき頑張って設置していれば、こういった暑いときに自主防災の意味も込めて、自主的に近隣の住民の方に開放できたのになということをおっしゃる方もいました。ですので、避難所に指定されているところとか、町内会館ですとか、前回町内会館については、町内会の方々の様々な不安だとか心配事があるのでということでしたが、今回この夏の暑さというのを踏まえて、改めて様々関係各所と協力の相談等々して、町内の皆さんで協力し合って、暑さから、熱中症から町民を守るという仕組みをつくっていったらいいなというふうに思います。

以上で熱中症についての質問は終わります。

2. 知事とのホットラインの活用について

○7番（栗谷川 柳子君）

2点目です。知事とのホットラインの活用について。宮下青森県知事は、県内40市町村長と迅速に意思疎通を図ろうと、市町村長とのホットラインを開設しました。知事と直接つながることで、これまで以上に県政との距離が近くなり、町が抱える課題

解決、政策の実現、災害時の連携などのスピードが速まることが期待できます。

その中で、ほかの自治体も横並びにつながるため、首長の積極的で能動的な手腕が問われると思います。このホットラインをどのように活用し、町の課題解決を前進させていくのか、展望はありますか。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、知事とのホットラインの活用についてご答弁申し上げます。

新しく誕生した県知事の発案によるラインワークスを活用したグループチャットについては、県知事と市町村長との連携強化を図ることを目的とし、8月21日に開設されました。このチャットの活用にあたっては、今後災害時の情報共有、インフラ整備、短命県返上、子育て支援、仕事づくり、まちづくりなどの分野での協議にも活用され、より密接な関係を築いていくことが非常に重要であるものと伺っております。

私自身も、早速県からIDをいただき、設定を済ませ、今後どのような活用をしていくか模索をしている段階にあります。県知事及び県内40町村長が一堂に会して閲覧または発言をするチャットともなりますので、当然のことながらネット上のエチケットルールを守ること、チャットのテーマや発言など、場面をしっかりと捉えていくことが肝要であると考えているところであります。これまでも県との情報交換や相談、協議などをする際には、個別に話す電話や面談であったり、一定の人数により行われる要望活動や県内の市町村長が集う場などで情報共有を図ってまいりました。今後も様々な場面での使い分けを行い、効果的に活用してまいりたいと考えております。

今回議員からご質問のありました、積極的で能動的な手腕を発揮し、町の問題解決に役立てていただきたいとの思いは、ご意見としてお伺いさせていただきたいと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

ご意見としてということは、積極的で能動的な手腕を発揮するぞということでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま栗谷川議員のほうから、積極的に使って地域のために頑張れと、そういうエールだというふうに、私はそう受け止めておりますが、現在このラインワークスで知事とのやり取りのチャットが立ち上がりましてけれども、今後の実際の運用については、どういうふうにしていこうという話もまだされておりませんので、知事のほうからお話があった、こういう活用の仕方がありますというのを今回答弁として活用させていただきました。まず、今後のことについては、栗谷川議員からのご提案も踏まえ、積極的な取組に活用してまいりたいと、そのように考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

知事のほうでも、各地で連携しないといけない課題というのはたくさんあるので、活用を進めていきたいですとか、国への要望の内容を協議する際にも、各市町村の声を参考にして活用したいということですか、あとは某市長とかも知事とは常にコミュニケーションを取れるということなので、どんどん相談したいというふうにコメントされている市長もいらっしゃいましたので、活用のほう頑張りたいと思います。何か今の時点で投げかけたい相談ですか、要望というのはあるのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまこの場でつまびらかにする内容というものは、持ち合わせてございません。

○7番（栗谷川 柳子君）

例えばですが、私、令和3年の9月の議会のときの質問で、アップルドームへの冷房設備の導入ということを質問したときに、やはり単費で設置するというのは非常に難しいけれども、国、県等でもそういったものに有利な交付金等があれば、それを活用して整備することはやぶさかではないというふうに答弁をいただいております。そして、前回6月の議会のときの山田議員からの一般質問、電気代が値上がりしたことへの対策という質問の中でも町長は、関東近辺の地域では体育館にも冷房設備を導入する地域も多数あるやに聞いておりますので、体育館ですとか、その他の施設での冷房の対策というのも今後検討し、そういったところを強く国、県に対しても訴えていきたいというふうに思っておりますと答弁がありました。機会があれば、きっとこれは青森県全域の課題、熱中症対策で考えれば、青森県全域での課題になると思いますので、機会があればぜひ投げかけをしていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

冷房設備につきましては、学校施設が恐らく全国的にかなり進んだものというふうに思っております。しかし、そういった中でも、まだ教室へのエアコンの設置が済んでいない自治体も実際にございます。そういったことを考えますと、こういう全ての自治体の首長が見ているという中で、予算に関わる話の出し方というのが、どういう効果を生むのかというのはちょっとあるので、そこはテーマの出し方であるとか、そういったもの、また町村会と市長会と、今まで分かれて活動をしてきております。そういった中で、これがいま1つになっているところをどういうふうに解釈しながらやっていくのが適切かどうかというのは、ちょっとこれはもう少し考えていかなければならないと思っておりますが、テーマの出し方次第では、一応議論のテーマとはなり得るのかなというふうに、今栗谷川議員とのやり取りの中で考えているところでございます。

また、そういった部分については、例年県の町村会で、今度また国のほうにも要望をしていく内容というものも現在詰めている状況でございます。でありますので、その辺との整合性とかということもしっかり考えながら、やっていかなければならないのかな。また、スピード感を持って使っていくというのが、まず目下の取組でありますので、町長同士で話をしているのは災害時の対応というのが、まずは一番先に考えられるところだなという、そういう話をしてございます。まず、今の栗谷川議員からのお話も一つの考え方であるというふうに思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

宮下知事のほうでは、これで各市町村との距離がゼロになったとおっしゃっていますので、こちらとしても、町長としても有効に使っていただければそれで結構です。よろしく願います。

3. 県の教育改革について

○7番（栗谷川 柳子君）

3点目です。県の教育改革について。宮下青森県知事は、「未来を担う子供たちに時代にふさわしい教育を提供することで、新しい青森県を創造していくことこそが、新県政における最重要課題の一つ」とし、県教育改革有識者会議を設置しました。先日開催された初会合では、本年度は教職員の働き方改革、DXの活用促進、学校の経営力強化の3点に取り組むことが確認されました。教育の町をうたう三戸町では、小中一貫三戸学園の運営など、先進的な取組をしてきています。県の教育改革の方針を受け、今後のより時代にふさわしい教育の提供について、町はどう見通していますか。

○教育長（慶長 隆光君）

県の教育改革について答弁申し上げます。

県では、教育施策全般にわたる専門的事項について、外部有識者の幅広い見地から助言を得ることを目的として、令和5年7月31日、青森県教育改革有識者会議を設置しております。有識者会議の委員は、全国で教育改革を実践する方などから構成され、今後数回の会議を経た後、来年1月中旬をめぐり方向性の提言を行うこととなっております。県知事はこの提言を踏まえた上で、年度内に県教育大綱を策定する方針となっております。

町といたしましては、今後策定される県教育大綱に基づき、町の教育を進めていくこととなりますが、有識者会議の内容については町の教育環境に密接に関わる部分や、喫緊の課題への対処としての一助となるものと捉えておりますので、引き続き会議の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

これまで町では、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、想像力豊かで、新しい時代を主体的に切り開く人づくりを目指し、夢や志の実現に向けた教育を一貫して進めてまいりました。中でも、平成21年度、国の教育課程特例校の指定を受け、県内でも先進的取組として、児童生徒の9年間を見通した小中一貫教育へかじを切り、多くの教育課題に対処してきたところであります。

今後のよりよい時代にふさわしい教育の提供につきましては、教育現場のICT化、様々な業務に携わる教職員の働き方改革なども視野に入れ、本町独自の教育である小中一貫教育を引き続き柱として進めてまいります。その中で、現在重点的に取り組まなければならない部分といたしましては、国際化時代に対応できる児童生徒の育成であります。このために、今年度弘前大学の准教授を英語科教育コーディネーターとして招聘し、町独自の英語指導の確立に向け、現場の先生方と議論を重ねているところであります。また、9年間の教育課程における町独自の英語力到達レベルの創設やオンラインによる外国の方々と交流など、英語教育のさらなる充実化により、将来の町を担う人材の育成を図ってまいりたいと考えているところであります。

教育長としましては、これまで町が取り組んできた教育の財産を生かしながらも、新しい課題や要望に対しても柔軟に対応していく不易流行を大事にした教育をしっかりと推し進めてまいります。今後におきましても、現場となる学校及び教育委員会が一丸となって教育の町三戸にふさわしい、また将来を見据えた時代にふさわしい教育を進めてまいりますので、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○7番（栗谷川 柳子君）

三戸町のこれまでの教育を財産とし、時代にふさわしい教育をとということで、非常に具体的で頼もしい答弁をいただきました。引き続き、私としても経過を注視してま

いりたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 52 分 散会

第6日目 令和5年9月6日（水）

○議事日程

- 第1 議案第38号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第2 議案第39号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第3 議案第40号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第3号）
- 第4 議案第41号 令和4年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第42号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第43号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第44号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第45号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第46号 令和4年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第47号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第48号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 決算特別委員会設置（令和4年度決算認定8件付託）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- 1番 柳 零 圭 太 君
2番 小笠原 君 男 君
3番 和 田 誠 君
4番 越 後 貞 男 君
5番 乗 上 健 夫 君
6番 山 田 将 之 君
7番 栗谷川 柳 子 君
8番 藤 原 文 雄 君
9番 番 屋 博 光 君
10番 千 葉 有 子 君
11番 久 慈 聡 君
12番 澤 田 道 憲 君
13番 佐々木 和 志 君
14番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	貝守世光君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	税務課長	下村太平君
	三戸中央病院事務次長	松崎達雄君
	総務課財政指導監	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君
	総務課防災危機管理室長	金子祐之君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬場均君
総括主幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 議案第38号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について

○議長（竹原 義人君）

日程第1、議案第38号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第39号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について

○議長（竹原 義人君）

日程第2、議案第39号 三戸町人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議案第40号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第40号 令和5年度三戸町一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

本案は、令和5年度三戸町一般会計既決予算額66億4,087万9,000円に歳入歳出それぞれ2,493万8,000円を追加し、予算総額を66億6,581万7,000円にしようとするものであります。

初めに、債務負担についてご説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。地方自治法第214条の規定により、翌年度以降にわたる債務について予算に定めるものであります。

公共施設LED化事業について、リース料の支払い期間を令和6年度から令和16年度まで、限度額を1億8,265万6,000円と定めるものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。9款1項1目地方特例交付金では、交付決定により80万3,000円を増額しております。

15款2項1目総務費県補助金では、元気な地域づくり支援事業費補助金1,238万4,000円を追加しております。当初予算に計上している三戸高校クリエイティティ部活動支援事業、サテライトオフィス誘致促進事業等について補助採択が決定をしたものであります。

2目民生費県補助金では、町内保育施設のコロナウイルス感染症の対策費用に対する補助金であります。保育対策総合支援事業費補助金20万円を追加しております。

18款1項1目繰入金では、財政調整基金取り崩し繰入金6,841万6,000円を減額して

おります。

19款1項1目繰越金では、令和4年度決算により前年度繰越金8,426万7,000円を増額しております。

21款1項6目臨時財政対策債では、発行可能額の確定により430万円を減額しております。

次に、歳出についてご説明をいたします。7ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費では、手数料17万2,000円を増額しております。令和5年10月に指定金融機関の紙帳票取扱手数料が新設されるため、新たに手数料が発生するものであります。

2目財産管理費では199万円を増額しております。13節LED灯借上料117万4,000円の追加が主なものであり、町内公共施設27施設のLED化事業のうち、令和5年度に工事完了予定の4施設分のリース料を計上するものであります。

4目交通安全対策費では、三戸地区安全運転管理者協会負担金10万円を追加しております。同心町地区に設置する交通安全啓発看板の作成費用を田子町、南部町と三戸町、3町で負担をするものであります。

7目企画費では、お試し暮らし住宅の修繕費13万5,000円を増額しております。

2項1目賦課徴収費では、個人住民税の特別徴収税通知の電子化対応のため、個人住民税システム改修業務委託料187万円を追加しております。

8ページ、9ページをお願いいたします。3款1項3目障害者福祉費では、過年度負担金返還金568万7,000円を追加しております。

5目老人福祉対策費では93万9,000円を増額しております。令和5年度敬老会は、対象者を限定し開催するため、対象者全員に記念品を送付するものであります。

2項1目児童福祉総務費では447万3,000円を増額しております。22節過年度負担金返還金407万3,000円の追加が主なものであります。

2目児童措置費では、認可外保育施設の新たな利用者が見込まれるため、認可外保育施設利用料軽減事業費補助金16万円を追加しております。

6款1項9目基幹集落センター費では、当初予算に計上している電気設備の更新に当たり、機器代の高騰などから修繕費80万8,000円を増額しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では、三戸町工場等誘致条例に基づく創業奨励金として、工場等誘致奨励金106万2,000円を追加しております。

2目観光費では、さんのへ秋まつり事業費補助金124万2,000円を増額しており、山車組等への助成金を増額するものであります。

8款1項2目道路維持費では、今後不足が見込まれる道路等補修に係る重機借上料600万円を増額しております。

12ページをお願いいたします。10款2項2目教育振興費では、申請見込みから全国大会等出場支援事業費補助金30万円を増額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

佐々木君。

○13番（佐々木 和志君）

1点伺います。

11ページ、土木費、8款1項2目道路維持費、重機借上料600万円、先ほどの説明では、今後の道路維持費に関して不足額を補正するという説明でありましたけれども、当初予算のベースで600万円上がっていますけれども、それに対して600万円の増額補正というのがちょっと違和感を感じます。当初予算600万円に対して、同額600万円というのであれば、当初の見積りが甘かったのではないかというふうに考えますけれども、具体的に年度途中で新規の、新たに緊急を要するような道路維持の箇所があつての600万円増加なのか、詳しい内容をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

11ページの8款1項2目道路維持費の13節使用料及び賃借料の重機借上料600万円の増額ということでございますが、今年度の当初予算600万円に対しまして、7月末現在で38%程度使用しているという状況でございます。6月29日、あと7月11日、12日に大雨がございまして、そちらの砂利道の洗掘とか土砂撤去、水路の詰まりなど、6月29日で31件、7月11日、12日で17件という報告がございまして、こちらのほうを追加で対応させていただきたいと思ひまして、それぞれ積算をした結果、大体600万円ぐらいの予算を必要とするということでございましたので、今回600万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

6月1日以降の大雨被害によるという部分は理解しましたけれども、それ以前の予算の執行の割合が38%ですか。この38%という額も、増額補正の要因になったという趣旨の答弁だと思うのですが、その38%というのは、実際担当課とすれば多いというふうに受け止めているのだろうなと思ひますけれども、この38%使った要因というのは何か説明いただきたいのですけれども、言っていること分かりますか。お願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

7月末現在で大体38%の予算の執行状況ということでございますが、これは大雨が降る前に、各地域からの要望であったりとか、直してほしいというような要望とかがあつたものに対して対応したものと、あと令和4年度、前年度で処理できなかった、対応できなかった部分も含めておりますが、そちらの分も5年度のほうに入れながら、予算の範囲内でやるというような方向で考えてございますので、この38%というのは、先ほどご説明した6月以降の雨の関係も含めておりますが、4年度の残っている分も含めてやっているということでございます。なので、38%という数字が例年とどうかということに関しましては、大体同じような推移で来ておりますので、例年の感じと、支出のほうはそんなに変わらないというところでございます。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

説明はよく分かりました。

ただ、どうしても増額補正ということになれば、当初予算に対してのパーセンテージが100の増額補正ということになりますので、どうしてもそれからいうと当初の見込みが甘かったのではないかなというふうに思われますので、大雨、近年の異常気象等を加味すれば、それは最初からある程度予測した上で、辛めの予算を取っていただ

きたいなというふうに思いますので、以後その点に関してはよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁もらわないで終わるなど言われているので、答弁お願ひします。

○建設課長（齋藤 優君）

こちらの重機借上料に関しましては、過去決算も大体1,000万円ぐらいの決算になっているというところでもございますので、来年度の予算措置、予算要求のときに関しましては、財政ともお話をしながら予算措置をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

12ページ、10款2項2目教育振興費の18節負担金補助及び交付金のほうから、全国大会等出場支援事業についてお伺ひいたします。

具体的にどのような部活が全国大会に出場したのかという具体的な詳細をお聞かせいただきたいのと、この30万円という金額の根拠をお聞かせいただきたいと思っております。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

12ページの10款2項2目の教育振興費、全国大会等出場支援事業費補助金についてであります。具体的な出場実績についてですが、まず1つ目は空手になります。空手が三戸小学校の1年生、個人になりますが、全国大会のほうに8月7日、出場しております。

それから、相撲につきましては、三戸小学校の5年生がわんぱく相撲のほうに出場しております。こちらは、全国で3位という成績です。

それから、同じく相撲になりますが、三戸小学校の相撲クラブのほうに東北大会のほうに出場しまして、8月20日、福島のほうで行っております。こちらは、東北大会で優勝と、団体優勝しております。

こちらのほうがこれまで行われたもので、今後ですが、三戸中学校の7年生のほうに、こちらは卓球ですが、11月に行われます。こちらは、徳島で行われる全国大会のほうに個人で出場ということになっております。

これまで行われた相撲までについてで24万5,000円の支出になっておまして、今後卓球も含めると38万4,000円程度の支出が見込まれております。現在確定してはおりませんが、その他のものも今後出てくるおそれもあるということで、今回は当初の30万円からプラス30万円しまして60万円に増額するというものになります。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

まず、教育に強い町というふうになっておりますが、以前はスポーツに強い町ということで、剣道であったり、相撲であったり、柔道、様々なスポーツが強い町でもございました。そういった意味では、他の町へ合宿するためにはどうしても費用面の支出も必要でございます。そういった面では、こういった支援等も必要でございますので、ぜひ今後とも、物価高ではございますが、支援のほうをご検討いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○10番（千葉 有子君）

私も同じく12ページ、10款2項2目18節、補助金30万円について伺ひます。

今柳霽議員から質疑があって、教育委員会事務局のほうで答えていただいたので…
…

○議長（竹原 義人君）

千葉議員に申し上げますが、起立をして……

○10番（千葉 有子君）

すみません。

では、12ページ、10款2項2目18節補助金、全国大会等出場支援事業30万円について伺います。今ご説明がありましたので、私のほうからは、個人での出勤でも事業の基準に見合っていれば対象となるのでしょうか。

それから、申請によるものと思うのですが、申請の提出はどのようにして行うのかお知らせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

全国大会出場支援事業費補助金についてでございますが、個人でも対象になるかということですが、個人でも対象になります。

次に、申請の方法ということでございますが、こちらは学校のほうから申請という形にしております。この手順としましては、まず大会等で入賞した場合は学校のほうに、個人でも団体でも学校外の活動であっても報告してくださいということにしております。それを受けて、学校のほうでは朝会等で表彰をするということ、あとまた通知表のほうにもそちらの活動といったものを記載していくというような流れになっております。保護者からの報告を受けて、こちらの全国大会等補助金に該当するものについては、学校のほうで保護者から聞き取りをして申請をするといったような流れになっております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

個人での出場でも事業対象となるということで承知しました。

それから、この申請は報告を受けて学校からということをお聞きしましたが、児童生徒は部活動での活動だと顧問の先生がいらっしゃいますが、協会の各競技団体やスポーツ少年団への所属が多くなっているかと思えます。窓口である学校が学校外の活動での児童生徒の大会出場の把握、行った保護者から報告を受けるということのご答弁ですが、よく分からなくて、ぎりぎり間に合ったという声もちょっと聞いていましたので、学校外での活動で大会出場の把握とか申請に支障や課題はないのでしょうか。

もう一点、全国大会等で遠方となると、宿泊や出場終了時間などで、前泊やその後とか余儀なくされることも考えられます。1泊のみなのでしょうか。その辺についてのお考えや、前泊、それから試合終了時間が遅くなって、もう一泊しなければいけないというときには、その拡充の可能性とかあるのか、その辺についてのお考えを2点お聞かせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、課題というところで、申請漏れ等がないようにというところだと思います。学校のほうからの申請ということで、小学校のほう、特にクラブの活動を担っている

というところがあるというところだと思いますが、基本的に保護者のほうから学校のほうにお知らせしていくということではありますが、各クラブのほう、社会体育の中での活動ということでもありますので、そちらのほうからも各クラブの代表者のほうにもお知らせしていきながら、こういう制度があるということをお知らせしながら周知を図っていきたいというふうに思っております。

それからあと、実際の出場時の前泊とか、あと後泊といったところだと思いますが、こちらのほうは試合が朝早いとか、あと夕方遅くなったとかというところ、そこで合理的な理由があるかどうか、そこでもって判断しますので、帰ってこられる時間なのに出すということにはならないと思いますので、そこは合理的に判断していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

社会体育の活動を応援するというのと、それから前泊、後泊も、その事情によっては考慮して下さるということを知って、とても心強く思いました。子供たちを応援する事業として、申請の機会を逃すことなく受けてほしいと思うところから、この質疑をいたしました。応援するメッセージになると思いますので、スポーツクラブですか、その方たちとの連携を取りながら、この応援が届くようお願いしたいと思っております。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 令和4年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第42号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決

- 算認定について
- 日程第6 議案第43号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第44号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第45号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第46号 令和4年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第47号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第48号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第41号 令和4年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第48号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

日程第12 決算特別委員会設置（令和4年度決算認定8件付託）

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

決算認定8件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第48号までを議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

委員長に6番、山田将之君、副委員長に13番、佐々木和志君を指名します。

決算特別委員会委員長の挨拶があります。

6番、決算特別委員会委員長、山田将之君。

○決算特別委員長（山田 将之君）

ただいま議員各位の満場一致の下に決算特別委員会委員長にご推挙いただきました

山田でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うし、もって議会の負託に応えたいとお願いいたしております。委員の皆様のご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。
令和5年9月6日、決算特別委員会委員長、山田将之。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月7日午前10時から決算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

午前10時31分 散会

第8日目 令和5年9月8日（金）

○議事日程

- 第1 議案第41号から議案第48号まで
決算特別委員会委員長報告・採決
- 第2 常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告について
・総務文教常任委員会
・民生商工常任委員会
・建設農林常任委員会
- 第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
- 第4 議員派遣の件
- 第5 諸般の報告
・議長の報告
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 隼 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|--------|
| 説明員 | 三戸町長 | 松尾和彦君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 馬場浩治君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 貝守世光君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 武士沢忠正君 |
| | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼澤修二君 |
| | 健康推進課長 | 太田明雄君 |
| | 会計管理者（会計課長） | 井畑淳一君 |

農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
税 務 課 長	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課財政指導監	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君
総務課防災危機管理室長	金 子 祐 之 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事務局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事務局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	馬 場 均 君
総括主幹	櫻 井 優 子 君

午後 4 時25分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 1 議案第41号から議案第48号まで決算特別委員会委員長報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、議案第41号から議案第48号までの決算認定 8 件を一括議題とします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

6 番、山田将之委員長。

○決算特別委員長（山田 将之君）

決算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

去る 9 月 6 日の本会議において、決算特別委員会に付託されました令和 4 年度決算認定 8 件について、9 月 7 日、8 日の本委員会において慎重審議の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。令和 5 年 9 月 8 日、決算特別委員会委員長、山田将之。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

この決算認定 8 件に対する委員長の報告は認定とするものです。決算認定 8 件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第48号までの決算認定 8 件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 2 常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、常任委員会の所管事務調査、請願及び陳情の審査結果の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

10 番、総務文教常任委員会委員長、千葉有子君。

○総務文教常任委員長（千葉 有子君）

去る 6 月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、8 月 8 日委員会を招集、総務課長、教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、町有財産の管理状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付して

おります別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和5年9月8日、総務文教常任委員会委員長、千葉有子。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、7月28日委員会を招集、まちづくり推進課長のほか関係者の出席を求め、町の観光振興施策について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

また、9月定例会において付託された令和5年陳情第1号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書については、不採択であります。

以上で報告を終わります。令和5年9月8日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、7月13日委員会を招集、農林課長のほか関係職員の出席を求め、農作物の生育状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和5年9月8日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

このことについては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第5 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第5、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

第512回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月1日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案並びに令和4年度の決算認定につきまして慎重なご審議をいただき、本日閉会の運びとなり、衷心よりお礼申し上げます。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、町政運営に万全を期してまいり所存であります。

さて、町の基幹産業である農業におきましては、収穫という重要な時期となります。夏の高温による農作物への被害も心配されるところですので、今後の気象情報や生育状況を注視するとともに、農家の皆様と一緒に豊潤な実りの秋を迎えることができるよう切に願うものであります。

また、さんのへ秋まつりにつきましては、4年ぶりに通常開催されることとなりました。今年もかみしも行列に参加される皆様、流し踊りに参加される皆様、そして山

車組の皆様とともに、町全体で盛り上げていければと考えております。

終わりに、議員の皆様には健康に十分留意されますとともに、町政運営に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第512回三戸町議会定例会を閉会します。

午後 4 時36分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
